令和６年１１月２５日

東京都知事
小池　百合子　様

一般社団法人日本動画協会
理事長　石川　和子

要望書

1.　アニメーション文化・産業・観光の振興及び人材育成への支援について

まず、東京都様には、昨年　10　月に「アニメ東京ステーション」を、弊協会とともにご開設いただき、誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、現在、国内外より 11 万人を超える方々にご来場いただいています。この施設を起点として、東京都のアニメーション文化・産業そして、インバウンドを含めた観光が、より一層振興されるよう、運営に尽力してまいります。

さて、日本のアニメーション産業市場ですが、2023 年には過去最高の 3 兆 3 千億円を記録いたしました。

要因としましては、近年のデジタル化の急速な進展とともに、放送、上映、配信や商品化などの市場のグローバル化が一層進んでいることが挙げられるかと存じます。

そして現在、メタバースや生成ＡＩなどの新領域・新技術が、アニメーションの世界にも多大な影響を与え、今後のアニメーションビジネスは大きな変革の時代を迎えています。

一方、アニメーション業界は、現在、新人を含めた、さらなる人材の登用と育成が急務となっています。

弊協会内人材育成委員会では、業界人向けには各種育成セミナーの開催などを行い、学生向けには産学で構成する「アニメ人材パートナーズフォーラム」などを通じて人材育成に取り組んでいますが、いまだ不十分であると認識しています。

東京都様には、これまでのアニメーション文化・産業・観光の振興及び人材育成に関わる広範なご支援に厚く御礼申し上げますとともに、引き続き日本のアニメーションへのご支援を要望いたします。

2.　アニメ東京ステーションへの支援について

アニメ東京ステーションは、昨年 10 月 31 日にグランドオープンして以降、プレスにも数多く取り上げていただき、また、国内外のお客様にも多数ご来場いただいております。

約 3 割は海外の方であり、第 1 回の企画展であった「NARUTO－ナルトー」の人気キャラクターである九喇嘛（くらま）の特大バルーンを SNS で見て、お越しになられるお客様が現在もおられます。

第 2 回から第 5 回までは「機動戦士ガンダム SEED フリーダム」、「ラブライブ！スーパースター!!」、「キャプテン翼　ジュニアユース編」、「ポケットモンスター」と名だたる作品展開を行うことができました。数多くの来館者の皆様より、継続した企画展の充実を希望されるお声をいただいて

おります。
また、施設内にはアニメの過去作品の大切なアーカイブ、中間成果物がございます。東京都様と 2006 年より進めてまいりましたアニメアーカイブの取組をご継続いただくことにより、数多くのアニメ作品の保管ができ、貴重なフィルムや中間成果物などの散逸や劣化を防いでいただいております。
また、その資料等を活用し訪れた方に様々な体験をしていただくとともに、施設の魅力を高める取組としてさらなる企画展示や、ワークショップを実施いただいていますこと、ご継続いただきたいと思っております。
具体的には、国内外で人気のあるアニメコンテンツを活用した企画展が実施できるよう、アニメの版権元との調整を進めてまいります。また、多言語による対話及び交流を図り都内のアニメ関連スポット等を紹介する人材を配置するとともに、イベントやワークショップ等を拡充してまいります。さらに、アーカイブ資料をデジタル技術によってデータ化し、保存及び活用をしてまいりたいと考えております。加えて、様々な人が一堂に会する場としてのメタバース空間を活用し、日本のアニメやその魅力を発信することにより、アニメ東京ステーションの認知度を、より一層上げていきたいと考えております。
そして、昨年度より引き続きアニメ東京ステーションを観光施設として「点」で終わらせるのではなく、他施設とつないで「線」から「面」にしていけるような取組にも東京都様とともに力を入れてまいります。
アニメ東京ステーションを通じて、日本のアニメと東京の魅力発信をさらに進めていきたいと思っております。このような取組へのご支援を要望いたします。

3. 東京アニメアワードフェスティバル 2026 開催への支援について

東京アニメアワードフェスティバルは「次世代のアニメーション制作を担う人材の発掘・育成等を行い、東京のアニメーション産業の発展・振興を図ること。」及び「東京の魅力を発信し、東京の観光振興に資すること。」という目的のため、日本動画協会が主催し、東京都様に共催いただいている国際アニメーション映画祭であり、2017 年に会場を池袋に移し、毎年、世界中から数多くのアニメーション関係者やファンが訪れています。
今年 3 月の東京アニメアワードフェスティバル 2024 は、昨年に引き続き、リアルとオンラインを併用して開催しました。結果、参加されたお客様の数は、昨年の 1 万 7 千 5 百人（76 プログラム）から、今年は 1 万 8 千 2 百人（89 プログラム）にアップし、過去最大となりました。
来年 3 月に開催する東京アニメアワードフェスティバル 2025 につきましても、日本国内外の素晴らしい作品をより多くの観客に届けると伴に、東京の魅力もより一層発信できるよう邁進してまいります。
そして、来たる東京アニメアワードフェスティバル 2026 に向けては、引き続き作品応募や広報効果の極めて高い、世界最大規模のアヌシー国際アニメーション映画祭に、日本を代表する国際アニメーション映画祭として、さらには日本のアニメーションを世界にアピールするためにも、是非出展させていただきたいと存じます。
また新たな企画として、日本で公開される機会の少ない海外の優秀な作品や、その制作者の

生の声、制作者との交流の場を観客に提供するために、「海外招待作品の上映と、その制作者によるセミナー等」の開催を想定しております。この新しい取組に対するご支援をお願いいたします。ます。
東京アニメアワードフェスティバルを名実共に国際アニメーション映画祭に育て上げるべく引き続きのご支援を要望いたします。

4. アニメ関連観光情報等発信事業への支援について

令和６年度も「GO TOKYO」における「アニメ・マンガファンにオススメの東京スポット」内「アニメ・マンガ関連観光スポット」に掲載するスポット及び「アニメ・マンガ関連イベント」に掲載するイベント情報の多言語化事業を実施いただいております。
この事業は、昨今、海外からの来客数が回復している中、世界９つもの言語で展開されることは、効果的なインバウンド施策として、大変有意義であると考えます。
こうした都内のアニメ・マンガ等の IP スポットを積極的に情報発信し、都内の地域を巡る取組の継続を引き続き要望いたします。

日金協第 24-860 号

令和 6 年 11 月 25 日

東　京　都　知　事
　小　池　　百　合　子　殿

日　本　貸　金　業　協　会
会　長　　倉　中　　伸

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より貸金業に対し、多大なるご支援ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、設立以来、資金需要者の皆さまが安心してご利用いただける貸金市場の実現を目指し、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

また、消費者の皆さまからの金融トラブルに関する相談や苦情に対し、中立・公正な立場から迅速な解決に向けた仲介やあっせん、助言等の支援を行うとともに、多重債務問題解決への取り組みの一環として、生活再建支援カウンセリングを実施しております。

さらに、金融経済教育のための資料作成や講師派遣（出前講座）等の消費者啓発活動を通じて、金融トラブル防止にも積極的に取り組んでおります。加えて近年では様々な新しいトラブル事例も生じており、消費者被害防止の取り組みに一層注力しているところです。

つきましては、令和 7 年度東京都予算編成にあたり、別紙要望事項につきご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

別紙

1　金融トラブル防止のための啓発宣伝活動を SNS の活用により強化

・最近の様々なトラブル事例への対応策・防止策について、SNS を活用し、幅広い世代に対して啓発宣伝活動を強化して実施

2　若年層の金融経済教育の推進

・中学生および高校生に向けた金融リテラシー向上のための e-ラーニング教材（令和 4 年度協定事業で作成）の普及
・東京都内の高等学校、大学、専門学校などを対象とした出前講座の実施

3　高齢者の金融トラブル防止に向けた啓発活動の推進

・高齢者向け啓発動画（令和 3 年度協定事業で作成）を活用した出前講座の実施

東京都知事 小池 百合子 様

令和７年度
東京都予算等に対する要望について

令和６年１１月２５日

一般社団法人東京都中小企業診断士協会
会　長　　森 川　雅 章

『未来の東京』重点政策方針 2024 の実現に向けた予算要望

～ 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化に向けて ～

東京都では、「未来の東京」重点政策方針 2024 を公開し、一人ひとりが輝く明るい「未来の東京」を目指しています。産業分野では「東京都産業振興基本戦略」を策定し、10 年後の産業振興における施策展開の方向性を示し、経済情勢の変化とともにその内容を見直しています。10 年前は、円高と産業の空洞化が問題視されていましたが、現在では円安や物価上昇など、問題そのものが変化しています。

これまでの中小企業支援策は、このような問題に対し解決策を提供する「問題解決型」支援が行われ、多くの中小企業が問題解決に取り組んできました。一方、事業承継などにより後継者に事業を引き継いだ企業や安定した経営基盤を構築したいと考えている企業からは、企業の自己変革を促す「課題設定型」支援が求められるようになりました。

本会では、「問題解決型」支援と「課題設定型」支援の両輪による中小企業・小規模事業者への支援が必要であると考え

１．中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

２．誰もが輝く働き方の実現

３．地域経済の活性化

の３つテーマを掲げ、令和７年度の事業実施に向け、全 13 項目の予算要望を提出いたします。特に、円高から円安への変動、デフレ傾向からインフレへの変化、デジタル化の進展、気候変動やエネルギー需給バランスへの対応など、様々な事業環境の変化に中小企業・小規模事業者が柔軟に対応できるよう、経営基盤を強化するための施策が重要であると考えています。

【要望の概要】

１．中小企業・小規模事業者の経営基盤強化について

(1) 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化に向けた「専門家派遣事業」を拡充されたい【重点要望】

(2) 過剰債務に苦しむ中小企業・小規模事業者の経営改善・再生に向けた「窓口相談」や「専門家派遣事業」を拡充されたい

(3) デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の取組みへの支援を拡充されたい【重点要望】

(4) CO2 排出量の見える化と実質ゼロに向けた支援を継続されたい

(5) 事業継続のために中核人材の育成の支援を強化されたい

(6) 大規模災害等の発生に備え、地域密着による中小企業診断士の活用体制を整備されたい【重点要望】

① 東京のオールハザード型「BCP（事業継続計画）」策定の高度化支援

② 大規模災害の発生に備えた地域密着による中小企業診断士の活用体制整備

２．誰もが輝く働き方の実現について

(1) ダイバーシティの推進と人材確保支援、創業支援の拡充を図られたい

(2) シームレスなスタートアップ支援を促進されたい

３．地域経済活性化の支援について

(1) 島嶼地域における観光資源活用のマーケティング支援を強化されたい

(2) 将来を見据えたレジリエントな商店街づくりの支援を図られたい

(3) 小規模事業者の資金調達や無形資産評価の支援策を創設されたい

(4) インバウンド受入環境の整備を強化されたい

1．中小企業・小規模事業者の経営基盤強化について

(1) 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化に向けた「専門家派遣事業」を拡充されたい【重点要望】

私たちの日常生活は、様々な変化を受けつつも、工夫により対応している。中小企業・小規模事業者の経営状況を見ると、猶予を受けた公租公課の支払い、ゼロゼロ融資の返済、高騰する原材料価格や上昇する賃金の価格転嫁の遅れなど、新たな経営課題への対応が求められる中、少子高齢化を背景とした人手不足、経営者の高齢化に伴う事業承継、環境問題や事業強靭化への対応など、コロナ禍以前からの課題も依然として残り、なによりも生産性の向上によるキャッシュフローの改善が求められている。

雇用の７割を担い、地域に根差して社会を支える中小企業・小規模事業者は、事業の継続が重要であり、その経営基盤の強化は待ったなしとなっている。将来を見据え、前向きに自らの変革に挑戦し、新しい工夫によりイノベーションの創出と成長に向けた取組みを行う事業者に対し、支援を行う重要性は益々高まっている。

経営資源が限られる中小企業・小規模事業者にとっては、自ら課題を設定し、課題解決のアクションプランを明確にして経営改善計画を策定することや、表の競争力であるビジネスイノベーションを強化し、裏の競争力であるプロセスイノベーションとシステムイノベーションを充実させ、経営革新に取組むことはとても重要なことであるが、自社のリソースだけでは実現が困難である。

中小企業診断士は、中小企業・小規模事業者に対する経営診断とともに事業計画の策定ノウハウを有している。このノウハウによって多種多様な経営課題に対応した支援が可能であり、専門家派遣事業は、前向きに挑戦する事業者に対する支援策として有効である。

東京都は、東京都中小企業振興公社、東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京信用保証協会などの支援機関を通じ、中小企業・小規模事業者の経営を支援する様々な専門家派遣事業や窓口相談事業を展開しているが、事業規模を拡大し継続されるとともに、専門家として中小企業診断士の活用を図られたい。

(2) 過剰債務に苦しむ中小企業・小規模事業者の経営改善・再生に向けた「窓口相談」や「専門家派遣事業」を拡充されたい。

コロナ禍の対策としてゼロゼロ融資が実施されたが、その返済に苦しむ企業が増えている。支援の枠組みにうまく適合し、経営改善や事業再生、再チャレンジなどの適切な支援策を提示され、事業の見直しに踏み出すことができた事業者がいる一方、支援や助言を受ける機会に恵まれなかった事例や、事業者が相談を躊躇することで経営改善や事業再生の支援を受けることができず、不本意な事業停止や廃業の選択を迫られた事例もある。

東京都は、中小企業・小規模事業者の事業承継や経営改善、事業再生などを支援する枠組みを整備してきているが、その事業内容や相談方法を知らない事業者はまだ多い。このような事業者に、合理的な判断と選択ができる機会を増やすため、支援策の周知を強化するとともに、中小企業診断士を活用した窓口業務や専門家派遣事業を拡充されたい。

中小企業診断士は、中小企業・小規模事業者の経営診断を通じて、事業の選択肢や対応策を提示し、その実行を計画的に進めるハンズオン支援が可能である。

(3) デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という）の取組みへの支援を拡充されたい【重点要望】

中小企業・小規模事業者においてもＤＸ推進による生産性向上が求められているが、経営基盤が脆弱で前向きな投資を行えない小規模事業者ほどＤＸへの取組みは進んでいない。

最近は、ＥＣサイトの構築ツール、経理システムなどのクラウドソフトに加え、ノーコードシステムやＡＩ・ロボットなど、生産性向上に寄与する様々なデジタルツールが普及段階にあるが、紙や口頭による業務が中心でデジタル化の前提となる業務改革が進んでいない事業者も少なくない。

中小企業・小規模事業者のＤＸ推進においては、システムやツール導入以前に、業務プロセスの見直し、アナログ文化の払拭、社員のＩＴリテラシー向上、システム導入目的の明確化や社内体制の整備など、解決すべき課題は多い。

人材が乏しい中小企業・小規模事業者においてこれらの解決すべき課題に対応するためには、システムの選定・導入にかかる知識や技術面だけではなく、事業実施体制や経営面も含めた全社的な観点での業務プロセスの

最適化（ＢＰＲ）やそれを踏まえたツール選定、社内で運営管理を行えるＩＴ人材の育成など、専門家によるトータルな支援が有効である。

経営状況や業務運営の現状把握に基づいて課題を設定し、経営者とともに望ましい方向性を考えるのが中小企業診断士の役割である。

「ＤＸ推進支援事業」、「中小企業デジタルツール導入促進支援事業」などのデジタル化支援を拡充され、支援に際してはＤＸを活かす経営革新の推進のために、幅広い経営知識をもつ中小企業診断士を活用されたい。

（4）CO_2排出量の見える化と実質ゼロに向けた支援を継続されたい

東京都では、2050 年までに CO_2 排出量の実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京の実現を掲げ、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50％削減するカーボンハーフを目指した取組を加速している。

中小企業・小規模事業者の CO_2 排出量は、日本全体の約 2 割程度といわれている。大企業のサプライチェーンに組み込まれている事業者は、大企業の企業活動全体の排出量を開示・削減する動きを受け、脱炭素の取組みを加速することを模索しているが、サプライチェーンの外におり、ゼロエミッションの情報を始め、実行に向けた人材や資金などが不足する事業者は、排出量削減に十分に取り組めていない。

今後、これら事業者が事業の発展・継続と排出量削減を両立するためには、排出量削減の重要性や収益改善に寄与する前向きな取組みであることなどを知らせる啓発活動を強化するとともに、事業者に寄り添いながら、排出量削減に向けた中長期的な設備投資計画の策定などの支援を行うことが不可欠となる。

東京都では「ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業」や「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」などを実施するとともに、脱炭素経営に向けたセミナーや専門家派遣を実施している。脱炭素経営に関する啓発活動としてのセミナーの実施、現状の CO_2 排出量の把握や設備の運用・改善などの支援においては、電力・エネルギー関連企業や製造業での業務改善の実績を持つ中小企業診断士の活用を図られたい。

（5）事業継続のために中核人材の育成の支援を強化されたい

中小企業・小規模事業者では深刻な人手不足が続いている。また、業務多忙のため、せっかく獲得した人材の教育もままならない状況が起こって

いる。経済活動において価値を生み出すのは人材であり、人材の確保とその育成は経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者においては、今後の事業継続のための重要課題となっている。

東京都は、中小企業・小規模事業者に対し、人材確保、技術向上、現場改善、テレワーク、働き方改革など様々な課題に対応した施策として「東京の未来の働き方推進事業」を創設され、「ものづくり生産性革新スクール」「サービス生産性革新スクール」などの実践型人材育成事業を実施している。このスクールでは、新たな付加価値を生む中核人材の育成を目標としているが、学んだこと実践し、社内に生産性革新に向けた取組みを定着させるためには、専門家によるハンズオン支援が有効であり、支援策を強化されたい。この支援策の実施に際しては、経験豊富な支援者として中小企業診断士の活用を図られたい。

（6）大規模災害等の発生に備え、地域密着による中小企業診断士の活用体制を整備されたい【重点要望】

① 東京のオールハザード型「BCP（事業継続計画）」策定の高度化支援

東京都は、「100 年先も安心」を目指して TOKYO 強靭化プロジェクトを推進している。この中で東京に迫る５つの危機として、①風水害②地震③火山噴火④電力・通信の途絶⑤感染症を挙げ、オールハザード型の防災対策に取り組んでおり、迫る危機への啓発のため、防災訓練やシンポジウムなども行っている。本年１月に発生した能登半島地震により、改めて災害がより身近に発生すると認識を持った事業者は多く、実効性のある事業継続計画策定の重要性が改めて認識された。

地震による被害については、これまで様々に経験値を高めているが、富士山の噴火による降灰被害については、交通障害、電力や通信の途絶、健康被害など、都の人口密度やインフラを前提とすれば、甚大な被害が想定できるにもかかわらず、最後の噴火が江戸時代であることから、その危険性を十分に認識できている事業者は少ない。

東京都では、東京都中小企業振興公社を通じて、BCP 策定支援事業を実施しているが、さらにオールハザード型「BCP 策定支援事業」を拡充するとともに、BCP の実施訓練や計画の見直しを通じて、実効性を高めるための支援を強化されたい。また、その実効性のある事業継続計画の策定と社内定着の促進に向けては、中小企業診断士の活用を図られたい。

② 大規模災害の発生に備えた地域密着による中小企業診断士の活用体制整備

大規模災害となった能登半島地震では、復旧・復興に向けた取組みが行われているが、経営者や社員の生活再建の中、事業再建の遅れや廃業に至るケースが報告されている。経済社会の速やかな復旧・復興には、事業再開に向けた強力なバックアップが必要である。また、近年では、大規模再開発で工場跡地にタワーマンションが林立するなど、大規模災害では、事業者単体のリスクだけではなく、住居系・商業系・工業系地域など、地域の特性を踏まえた広範なリスクを想定することも重要である。

事業計画の見直しや事業再開に向けた迅速な資金調達、東京都や区市町村による被害認定や支援申込み業務などには、中小企業診断士を始めとした専門家の活用が有効である。

本会は、都内を６支部に分け活動している。所属している中小企業診断士は、その地域の住民でもあることから、行政と連携した地域密着型の活動が可能である。非常時に都内の事業者に対して適切な支援を行うためには、日頃から行政と緊密かつ継続的なコミュニケーションを取り、「いざ」という時の体制を準備することが重要である。災害発生時の連携体制をあらかじめ構築するなど、東京都および区市町村と本会との連携体制を整備されたい。

２．誰もが輝く働き方の実現について

（1）ダイバーシティの推進と人材確保支援、創業支援の拡充を図られたい

年齢・性別・国籍・価値観・障がいの有無など、様々な属性を持つ人々が社会や組織の中で相互に助け合いながら共存し、個々の特性を最大限に発揮することを目指すダイバーシティ推進への取組みは、人権尊重のみならず、少子高齢化による労働人口の減少を見越した人材確保の観点からも、大きな意義がある。

東京都では、雇用支援として「女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業」、「シニア就業応援プロジェクト」、「ニューロダイバーシティ推進に係るトライアル雇用」、「特定技能 JOB マッチング」などを行っており、また創業支援として「女性・若者・シニア創業サポート 2.0」、「外国人起業家の資金調達支援事業」など、さまざまな施策を展開してダイバ

ーシティを推進している。

しかし、経営資源が限られる中小企業・小規模事業者では、ダイバーシティに関する制度設計や企業文化の変革などを推進する人材が不足しており、質量両面での支援の拡充が必要である。具体的には、専門家派遣による行動計画策定などのハンズオン支援、管理職や従業員に向けた研修・セミナー・ワークショップの開催支援などを拡充されたい。

また、働く場の確保に向け、創業希望者に向けた資金調達・販路開拓・人材マッチング支援などを拡充されたい。これら支援に当たっては、当該分野において専門性を有する中小企業診断士の活用を図られたい。

（2）シームレスなスタートアップ支援を促進されたい

革新的なアイデアや技術を強みとして社会にイノベーションを生み出し、起業から短期間で急成長を遂げるスタートアップ企業は、経済成長や雇用創出に寄与するとともに、社会課題の解決の担い手として大きな期待が寄せられている。経済社会の新陳代謝はスタートアップの育成により行われるべきであり、東京都は、アクセラレーターやベンチャーキャピタル、大企業、大学など国内外の多様なプレイヤーが集積し、スタートアップを輩出する土壌が整っている。

東京都では、東京都中小企業振興公社の TOKYO 創業ステーション、各自治体や東京商工会議所の相談窓口を通じ、セミナー開催、事業計画策定、資金調達など、「アーリー期」のスタートアップ企業に向けた充実した支援策を展開するとともに、国際競争力強化や広域連携を目的とした新たなスタートアップ戦略として「Global Innovation with STARTUPS」「NEXs Tokyo」を掲げ、限定的であった「シード期（研究開発、市場調査）」「イグジット期（IPO、M&A）」への支援拡充にも取り組んでいる。

さまざまな業種、専門領域をバックグラウンドに持ち、国や自治体、企業、大学、ベンチャーキャピタルなど、多様なステークホルダーと横断的に連携ができる中小企業診断士は、「シード期」から「イグジット期」に至るスタートアップ企業のライフサイクルをシームレスに支援することが可能であり、個別の案件に応じた専門家派遣、相談窓口の担当者として中小企業診断士の積極的な活用を図られたい。

３．地域経済活性化の支援について

（1）島嶼地域における観光資源活用のマーケティング支援を強化されたい

島嶼地域の中小企業・小規模事業者は、物価高騰を背景とした船舶輸送費や光熱費、仕入価格の上昇などにより、収益が圧迫されている。

島嶼地域の活性化には、まず域内での需要拡大に向けて来島者を増やすことが効果的と考えられるが、観光客数は微増するも地域経済を活性化させるまでには至っていない。また、足元で拡大するインバウンド需要も、十分に取り込むことができていないのが現状である。

来島者を増やすためには、地域が持つ観光資源の活用だけではなく、長期滞在を目的とした「ワーケーション」への取組みなど、付加価値を生み出すための新たな発想が必要である。「地域産業成長支援事業」に取組む島嶼の町村において、観光資源の効果的な活用や事業開発支援について豊富な経験を持つ中小企業診断士を活用されたい。

（2）将来を見据えたレジリエントな商店街づくりの支援を図られたい

商店街の持続的な発展と地域経済の活性化のためには、多面的で中長期的な支援が必要である。イベント事業や街路灯設置などの支援とともに、将来の新たな担い手を増やす取組みが不可欠である。空き店舗と新規出店者とのマッチングや商店街起業の経費補助、専門家による市場調査についての支援継続と助成対象の拡充を図られたい。

既存の商店街像にとらわれず、将来を見据えて時代の流れに対応した『レジリエント（危機などの困難状況に対処するしなやかさや回復力を持ち、問題点の解決につなげることができる自律性を持つ）な新たな商店街づくり』が今後も課題となる。事業環境の変化への柔軟な対応力を強化しつつ、若者や子ども、観光客が集まる魅力的な商店街を各地に創るため、東京都が取り組む「未来を創る商店街支援事業」での専門家による３年間一気通貫でのハンズオン支援は効果的である。個店や商店街の魅力を高める商品やサービス、コンテンツの創出のため、事前分析や現地調査、各店舗への診断などにおいて、中小企業診断士を活用するとともに、支援商店街数の拡充を図られたい。

（3）小規模事業者の資金調達や無形資産評価の支援策を創設されたい

小規模事業者の中には、高い技術力や優れたビジネスプランを有しているにも関わらず、事業化に向けた十分な検討ができていないために、金融機関への訴求が不足し、資金調達に苦労している事業者がいる。

信用金庫や信用組合などと専門家が連携し、地域経済を支える事業意欲の高い事業者に対し、きめ細かい経営アドバイスを行って資金調達につなげ、新たな事業に取組むことを可能とする支援策を創設されたい。

卓越した技術力で伝統工芸を支える事業者、知名度の高い老舗飲食店、伝統的建造物で営業する旅館など、一度失われると回復できない価値ある経営資源を有する事業者も多い。特に小規模事業者においては、このような財務的評価が難しい無形資産を「見える化」して事業を評価し、事業の存続可能性を高める必要がある。伝統工芸品産業などの振興事業を拡充していただき、その現地視察やヒアリング、事業評価にあたっては、専門家として中小企業診断士の活用を図られたい。

（4）インバウンド受入環境の整備を強化されたい

東京都観光データカタログによると 2022 年の東京都の観光消費は 5 兆円を超え、内外国人旅行者の消費は約 4,000 億であった。足元の訪日外客数の増加を踏まえると、2022 年の値を大きく上回ることは確実である。これは、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行や 34 年ぶりの円安といった環境変化に加え、これまで東京都や事業者が行ってきた、旅行者誘致の取組みや内外に向けた観光情報の発信の成果と言える。

インバウンド消費への対応は、輸出と同様の効果を持ち、国内消費の拡大よる経済活性化に貢献する。地域観光コンテンツの発掘・整備とともに東京都には、訪都外国人旅行者のニーズに対応した利便性や快適性の向上を目指す事業として「観光事業者による旅行者受入対応力強化支援事業」があるが、観光事業者の受入環境の整備や人手不足への対応、生産性の向上に向けたデジタル化促進などの施策のさらなる拡充をされたい。この展開にあたっては、事業の確実な実施に向けた中小企業診断士による経営支援の取組みが効果的である。経営環境の把握や事業性評価、経営計画の策定などに中小企業診断士を活用されたい。

令和 6 年 11 月 25 日

一般社団法人東京都中小企業診断士協会
会長　森川　雅章

（本件連絡先）
東京都中央区銀座２－１０－１８
東京都中小企業会館７階
電話０３（５５５０）００３３
専務理事・事務局長　　山本　祐一郎

東京都知事　小池百合子殿

2024 年 11 月 25 日

一般社団法人　東京中小企業家同友会
代表理事　矢倉　保吏
〒102-0074　千代田区岩本町 3-9-13　岩本町寿共同ビル 3 階
電話：03-5829-8988　FAX：03-5829-8770

令和７年度東京都に対する政策提言ならび予算要望における重点項目

中小企業の取引適正化に向けた継続的な支援の継続

持続的な賃上げを実現するためには労務費の価格転嫁が重要です。会員企業においても「値決めは経営」と最重要課題と設定して全社的に対応を続け、価格影響力を持つ商材の開発、販売戦略の見直し、社員教育を通じた多能工の育成や育成期間の短縮などを通じて価格交渉力の向上を図っています。当会においても、事業計画書策定支援のほか、関係機関との連携のもと、価格交渉の事例や支援制度について説明会を開催し、価格交渉の工夫や価格影響力が発揮できる分野の模索する努力などを交流しています。東京都においても「労務費増加試算ツール」の公開やアドバイザーによる支援など支援を強化しており、埼玉県でも「価格交渉に役立つ支援ツール」の公開など同様の支援を強めています。このような原価計算のノウハウ提供や個別支援の継続的な実施を要望します。

経営者保証解除を内包した事業承継支援

事業の引継ぎにあたって、経営者保証の解除や引き受けが条件となることから、事業の譲渡や売却時の大きなハードルとなっています。

当会の調査（※下記）では、経営者保証解除の 3 要件を満たすとの回答は 14.4%にとどまり、経営者保証の解除が困難との回答は 41.89%に上り、経営者保証解除の交渉を行うとの回答は 18.24%にとどまっています。

中小企業側に求められる、法人と経営者の関係の明確な区分・分離、財務基盤の強化、経営の透明性を担保するとの要件を事業の磨き上げの中で満たすよう促す継続的な支援が重要です。

経営者保証の解除を内包した継続的な支援体制を、関係各所との連携の中で構築いただくことを要望します。

以上

東京都知事　小池百合子殿

2024 年 11 月 25 日

一般社団法人　東京中小企業家同友会
代表理事　矢倉　保吏
〒102-0074　千代田区岩本町 3-9-13　岩本町寿共同ビル 3 階
電話：03-5829-8988　FAX：03-5829-8770

令和７年度東京都に対する政策提言ならび予算要望

Ⅰ．会の概要

私達一般社団法人東京中小企業家同友会は、主に東京都で事業を営む中小企業経営者並びに経営幹部・後継者などが加盟する組織であり、歴史と経験の中で培われた次の三つの理念とその根底にある「人間尊重の経営」を掲げ、多様な活動を行っている経営者で構成された経営者の団体です。

東京同友会は 1957 年 4 月、会員数 70 社で発足し、以後徐々に会勢を拡大し現在は支部数 27 支部。会員企業数 2000 社以上となりました。科学性・社会性・人間性に裏打ちされた事業の安定的発展を目指し活動しています。また、経営指針書の策定支援、合同社員教育研修、共同での会社説明会の実施などを、支援機関、金融機関等、大学、行政等と連携をして実施しています。

１．「同友会の三つの目的」

・ 同友会は広く会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強じんな経営体質をつくることをめざします。

・ 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることを目指します。

・ 同友会は、ほかの中小企業団体とも連携して、中小企業を取り巻く社会的、経済的、政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的で平和的な繁栄を目指します。

２．「自主・民主・連帯の精神」

同友会は、会員に対して何ら強制はせず、「自主・民主・連帯」の精神で、会員自らが会の運営を行っています。また、自主的参加が原則で、どの支部例会・研究会にも自由に参加できます。思想、信条、性別、業種、企業規模を問わず、他の会員と対等な立場で参加できます。また、対外的には、同友会は他のいかなるところからも政治的、経済的な干渉や支配を受けない独立した組織であること、会の運営を民主的に会員の要求や意見に基づいて行うこととしています。

３．「国民や地域と共に歩む中小企業」

私たちは、豊かな国民生活の実現に貢献し、提供する製品やサービスが人々の暮らしの向上と地域経済の発展につながる中小企業を目指しています。また、雇用の創造や特色ある地域づくり、東京の経済の発展のために、中小企業経営者は創意を発揮し、自治体や他団体・地域の人々と連携していくことを目指しています。また、東京中小企業家同友会の各支部がそれぞれ事業者を育む地域として機能することを目指し、支部でも行政や金融機関等との連携を持つ活動を続けています。

Ⅱ．要望提言を行うにあたっての基本的姿勢

中小企業を取り巻く経営環境は、生産年齢人口の減少、物価と賃金の上昇、そして地政学リスクなど、多岐にわたる変化に直面しています。特に、賃金については、今後も継続して生産年齢人口の減少に伴う上昇が見込まれており、設備投資や省人化、能力開発などによる業務効率化、社外人財との連携強化や事業領域の見直しなど大きな経営判断が現実的な対応として必要となっています。また、政府・行政においては「年収の壁」に代表される制度の見直しも不可欠です。一方、先の国政選挙で各党が最低賃金水準1500 円を掲げたこともあり、中小企業経営者は、その対応への不安と危機感を抱いています。最低賃金に関する審議内容の透明性を高め中小企業経営者の賃上げへの理解を一層促すとともに、「年収の壁」による労働時間の抑制への対策を高めていくことが重要です。

中小企業支援事業を活用する際には、経営者自身が自社の課題を深く認識し、積極的に改善に取り組む姿勢が求められます。事業計画においては、優先順位を明確にし、変革の方向性を定めることで、支援制度を最大限に活用することができます。支援制度は、自社の成長を加速するためのツールであり、決して目的にすべきではありません。事業計画を安易に変更することは、かえって企業の健全な発展を阻害する恐れがあります。緊急的な支援が必要な場合を除き、支援制度は長期的な視点から戦略的に活用することが重要です。

このような問題意識の元、東京都の事業に対する中小企業家からの要望を以下の項目にまとめました。東京都には、中小企業・小規模企業振興条例の精神に基づき、関係機関と連携し、中小企業振興施策をより一層推進していただくよう、強く要望いたします。

Ⅲ．政策提言・要望

１．社内研修設備の創設にかかる費用への補助制度の実施

企業組織の形やあり方を見直し、利益を生み出す人材を自前で育めるかどうかが、中小企業の業績の

優勝劣敗を分け、また事業の継続性にも影響を及ぼしています。人材育成の体制を整備し、人材育成を通じて一人当たり付加価値を高め、賃上げ原資を生み出している中小企業では、業務分析や標準化、手順のマニュアル化といった取り組みと共に社内で企画する研修の実施を強めています。また、研修・講習設備を社内に設け、短期間で高い技術力を要請することで競争優位を生み出しています。

このような、社内での技能継承や人材育成を目的とする研修設備の創設にかかる費用への補助制度の拡充を要望します。また、小規模事業者で構成される業界においては 1 社での研修制度や設備の設置が困難であるため、業界団体を通じて研修講習制度や設備の充実や更新を図る事業への助成を行い、人材不足への対策を一層強化することを要望します。「企業の競争力強化と持続的な成長のためには、人材育成が不可欠です。特に、中小企業においては、社内で人材を育成し、従業員のスキルアップを図ることが、事業の継続性と発展に不可欠です。そこで、この度、中小企業における人材育成の促進を目的として、以下の補助制度の拡充を要望いたします。

２．年収の壁対策事業の拡充

女性の活躍を制限する慣習や文化を乗り越え、女性が意欲的にその能力を磨き、発揮することは、社会に活気をもたらします。東京都では表彰制度の実施などを通じて中小企業への普及啓発にも長年注力をしており、重要な施策の力点として力強く推進してきたことを高く評価しております。「女性が働きにくい社会」を脱却することは、中小企業の成長発展にも欠かせないものとして、各社の自己変革力を高めて対応してまいります。

東京都において「年収の壁」対策として、収入制限のある配偶者手当を見直した事業者への報奨金制度を設計されたことは、中小企業の経営の現場に寄り添い、深い理解のもと制度化されたものと受け止めています。東京都に置かれましては、この「年収の壁」対策事業のより一層の拡充を要望します。

３．「キャリアチェンジ再就職支援事業」が中小企業の労働環境整備にかかる他の支援制度に生かされるよう制度設計を行うこと

労働者派遣制度の仕組みを活用した、キャリアチェンジ再就職支援事業は、求職者側が複数の業種や職種を経験し、適職を探すとともに、事業者側にも費用負担なく適性を確認することができる点は事業者にとって有益な制度となっています。しかし、短期間で従業員の能力や適性の評価を行うことは難しく、また従業員の受け入れ態勢の弱さがミスマッチにつながることも往々にしてあります。また安価な欠員補充の方法としてこの制度を利用することは制度の趣旨からも逸脱しており、その対策を講じる必要があると考えています。

そこで、能力や適性に関する評価基準の設定、人材育成の計画等、従業員の育成と定着を促す社内整備の拡充する計画があることを条件とすること。また、運営事務局が企業側、求職者側に採用（不採用）後の聞き取りを行い、中小企業の労働環境整備にかかる他の支援制度の設計や改善にも生きる制度設計と

することを要望します。

４．創業支援事業の実施にあたりビッグデータ活用を促すこと

中小企業や新規創業者、創業希望者にとって、事業として成長が期待できる計画を作成するためには、新規事業の検討、市場性の把握に裏打ちされたキャッシュポイントの設定が不可欠です。客観性を持つ成長が期待できるビジネスモデルの提示は、投資家や顧客への説得力を高め、資金調達や顧客獲得を円滑にする上で極めて重要です。

この客観性を高めるためにビッグデータ解析を活用することは、創業のみならず、既存企業が自社の立ち位置や戦略を定める上でも有効です。経済産業省が開発した RESAS のようなツールは、自社の業界と顧客の業界の動向をクロス分析し、事業戦略の基礎を築く上で非常に役立ちます。

このようなツールを活用した研修会の実施や、成功事例の収集・共有を通じて、中小企業がより確度の高い事業を創出できる環境を整備することが重要です。中小企業庁や認定支援機関等の関係機関と連携し、中小企業の経営戦略策定を支援する取り組みの一層の強化を要望します。

５．フリーランス新法への対応と小規模事業者支援の強化に関する要望

今年 11 月から施行されるフリーランス新法により、発注側には下請法に準じたルールが求められ、東京都は取引の公正化を図るための相談窓口を設置し、広報活動を通じてフリーランスや取引先となる中小企業への周知を進めています。しかし、事業者やフリーランス側での認識はまだ十分ではなく、取引関係の変化に対する不安も残っています。さらに、社会保険加入要件の拡大により、パートタイム労働者のフリーランス化も予想され、両者が新法に対する理解を深め、適切に対応できるよう、制度や相談窓口に関する広報活動の継続強化を要望します。

また、小規模事業者、特にフリーランスを含む個人事業者の事業計画策定は低水準にとどまっており（平成 28 年度小規模企業白書によると、個人事業者では 43.9%、法人でも 64%）、補助金申請や制度融資の利用など経営計画の全体像の把握が不十分な状況です。個人事業者が事業者性と労働者性を併せ持つ現状を踏まえ、事業計画策定支援の継続と強化を要望します。

６．カスタマーハラスメント防止条例の広報強化について

来年 4 月に施行される予定の「客からの迷惑行為」や「不当な要求」などを防止するカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）防止条例の成立は、事業の継続・発展を図るうえで極めて重要であり、私たち事業者にとっても非常に有意義な施策として高く評価しています。労働環境を守り、従業員が安心して働ける職場づくりの基盤となるこの条例は、従業員の安全確保と業務品質の向上にも寄与すると考えております。その一方で、実際の運用においては、各事業者が状況に応じた対応方針や対策を整える必要があり、事業所ごとの判断に頼らざるを得ない場面も予想されます。

このため、東京都には、各社での対策や運用の方向性を示す具体的な事例やガイドラインを継続的に収集・提供していただき、業界全体での共通の理解を深めるための情報を、より一層広報していただくことを強く要望いたします。さらに、カスハラ対策の実施が社会全体で効果を上げるためには、条例の周知徹底が不可欠です。これに対しても、広報の強化を通じて、都民や利用者の方々にも条例の趣旨を理解していただき、共に協力し合える環境を築くための情報発信を継続して実施いただくよう要望します。条例内容の広報やガイドラインの改定など、実効性のある施策を東京都として今後も展開していくことで、事業者・消費者双方にとって安心・安全な環境の整備が進むことを期待しています。

７．中小企業振興にあたり条例を背景に多様な連携と支援の輪を創出すること

東京都中小企業・小規模企業振興条例にもあるように、中小企業・小規模企業の振興は、「多様な主体との連携及び協力」を創出することが不可欠となっています。事業者が「顔の見える関係性（＝地域）」の中で情報を交換し、そこから事業機会を発見し、また自社の課題に気付き、顧客を創造し、事業活動の安定が実現していきます。多様な主体との連携と協力を生み出す「顔の見える関係性」が創業を喚起し、社会課題の解決や関係する人々の生活の質の向上といった正の外部性を生み出しています。そのためには中小企業への理解や協力を促し、連携及び協力を生み出す横断的な支援体制の構築が不可欠です。

中小企業が都市に立地する利点は近隣に専門性の高い企業や人材との連携やネットワークを構築していること、そして特殊な分野であっても一定の需要を規模が形成されていることにあります。このような東京の持つ特徴や強みを生かすことで、連携と交流の中から中小企業は事業の芽を発見し事業化していくことができます。このような都市の機能を生かした創業環境の整備と育成、そして支援が、将来にわたり活力あるしなやかな経済環境を作り出すことを要望します。

８．業界団体や中小企業団体等との最低賃金の決定に関する意見交換の場の構築

最低賃金の引き上げは、労働者の生活安定や景気の改善に寄与するものであると理解し、これが経済全体にとって重要な施策であることを尊重いたします。もともと最低賃金は全国的な生活基準として、働く人々の生活の安定を図るために設けられ、地域ごとにも生活水準や経済状況に応じた「市民最低基準」として地域別最低賃金を設けています。最低賃金の引き上げが中小企業経営や地域の雇用に与える影響に与える影響は極めて大きいため、安定的な事業運営が可能となるよう、企業が実際に対応できる支援策が必要と考えます。

東京都では、最低賃金の決定に際し、働き手と経営者の代表を含めた審議会での議論や記録の公開が行われ、最低賃金法や審議会の規則に沿って透明性が確保されています。しかし、中小企業の現場はその規模や業種別に格差が存在しており、その浸透のためには、今後さらに中小企業の視点や具体的な事例を反映させるため、東京都が主導する業界団体や中小企業の経営者団体等との意見交換の場を定期的に設けていただきたく考えます。こうした場を通じ、企業経営や実情に即し、行政の第三者の立場による公

正で公平な結果を期待されます。賃金引き上げによる費用増加を適正に価格へ反映できるよう、生産性拡大のための継続的支援や取引先との公正な価格交渉の支援や指針の策定を要望いたします。東京都が価格転嫁の環境整備に関与することで、中小企業が安定的に賃上げに対応しやすくなることが期待されると考えます。

９．中小企業の取引適正化に向けた継続的な支援の継続

持続的な賃上げを実現するためには労務費の価格転嫁が重要です。会員企業においても「値決めは経営」と最重要課題と設定して全社的に対応を続け、価格影響力を持つ商材の開発、販売戦略の見直し、社員教育を通じた多能工の育成や育成期間の短縮などを通じて価格交渉力の向上を図っています。当会においても、事業計画書策定支援のほか、関係機関との連携のもと、価格交渉の事例や支援制度について説明会を開催し、価格交渉の工夫や価格影響力が発揮できる分野の模索する努力などを交流しています。東京都においても「労務費増加試算ツール」の公開やアドバイザーによる支援など支援を強化しており、埼玉県でも「価格交渉に役立つ支援ツール」の公開など同様の支援を強めています。このような原価計算のノウハウ提供や個別支援の継続的な実施を要望します。

１０．経営者保証解除を内包した事業承継支援

事業の引継ぎにあたって、経営者保証の解除や引き受けが条件となることから、事業の譲渡や売却時の大きなハードルとなっています。

当会の調査（※下記）では、経営者保証解除の 3 要件を満たすとの回答は 14.4%にとどまり、経営者保証の解除が困難との回答は 41.89%に上り、経営者保証解除の交渉を行うとの回答は 18.24%にとどまっています。

中小企業側に求められる、法人と経営者の関係の明確な区分・分離、財務基盤の強化、経営の透明性を担保するとの要件を事業の磨き上げの中で満たすよう促す継続的な支援が重要です。

経営者保証の解除を内包した継続的な支援体制を、関係各所との連携の中で構築いただくことを要望します。

-------（※会員企業実態調査 2023 年 4 月より加工・抜粋）-------

Q. 自社は経営者保証解除 3 要件のうちどの程度充足していると考えますか。

3 要件をすべて満たす	14.4%
3 要件中２要件を満たす	15.0%
3 要件中 1 要件を満たす	57.5%
いずれも満たせていない	13.1%

Q. 経営者保証の解除の意向について

「経営者保証の解除は困難と考えている」　　41.89%

「経営者保証の解除を金融機関と交渉している」 18.24%、

「経営者保証の解除が実現した」　4.05%

「経営者保証を求められていない・取引がない」35.81%

回答数　202 件

令和６年１１月２５日

東京都知事
小池　百合子　殿

一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構
理事長　下地　毅

令和７年度東京都予算等に対する要望書

一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構（以下 JFWO）は、日本の繊維・ファッション産業のさらなる国際競争力強化、発展を図ることを目的に、川上から川下に亘る繊維・ファッション製造業者、ファッションデザイナー、流通業者が大同連携し、経済産業省の支援も受けて２００５年に設立されました。

コレクション事業として実施している「TOKYO FASHION WEEK」は、楽天グループ株式会社と冠スポンサー契約を締結し、「Rakuten Fashion Week TOKYO」として開催しています。ファッションビジネスの国際競争力強化を図るため、我が国の高品質・高感度な繊維素材も含め、ファッションのクリエイション力を世界に向けて効果的に発信しています。

また、テキスタイル事業として「Premium Textile Japan」と「JFW Japan Creation」を開催し、シーズントレンドに沿った「高品質・高付加価値」のテキスタイルを提案しています。中国、香港、韓国、台湾等のアジア圏の他、米国や欧州バイヤーより引き合い、日本素材への関心が高まりを見せています。当事業を通じて、内外に日本の優れた繊維・ファッション製品、サービスなどの情報を発信しています。

近年、世界のファッション界においては、上海、北京、ソウル、台北といった都市が台頭してきています。上記のような取組を通じて、東京をさらに「世界でオンリーワンの繊維・ファッション基地」として確立し、アジアの中心的なファッション発信拠点として、世界四大ファッション都市に次ぐプレゼンスの確保を目指しております。

あわせて、共同主催として東京都と開催している「TOKYO FASHION AWARD」、「FASHION PRIZE OF TOKYO」や、「TOKYO CREATIVE SALON」においても企画・運営協力を実施しております。加えて２年目となる誰もが参加できる新たなファッションイベント「TOKYO FASHION CROSSING」の実行委員会にも参画しているところです。

つきましては、令和７年度東京都予算等に対して、別紙のとおり要望いたしますので、実現方ご配慮くださいますようお願いいたします。

団体名　一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構

【要望事項】

東京都と当機構が主催する「TOKYO FASHION AWARD(TFA)」事業は、「東京を拠点とするファッションデザイナーが、世界の舞台へと飛躍するサポート」を目的に掲げ、平成 26 年度の事業開始より今年で 10 回目を迎えました。これまでのべ約 70 の有力なデザイナーを選出してきました。受賞者からは、パリやミラノ・ロンドン・ニューヨークなどのファッション・ウィークでもショー等を実施して活躍、世界的な賞レースのグランプリなどを獲得するデザイナー・ブランドを多数輩出しています。

平成 29 年度からは、TFA より「1 ランク上」の既に国内で充分な知名度があり売上を築いているデザイナーをターゲットにした「FASHION PRIZE OF TOKYO」も開始。これらの新人から中堅とデザイナーのニーズを幅広く網羅する両輪にて、「東京のポテンシャルがあるデザイナーに、クリエイションとビジネスの両面で飛躍する機会を与えるアワード」としての位置づけを確立してきました。

今年度も、パリ現地でのショールーム及びパリファッション・ウィークでのフィジカルショーを開催し、日本での凱旋ファッションショーも実施する予定です。長年にわたる実績により、本アワードは、「注目度が高くデザイナーのビジネスに大きく寄与する」、「世界的に活躍している先輩デザイナーに続けるよう受賞し国内外での認知を上げたい」、「ブランドが最大限成長できる機会」、「業界内外でも評価されており、ワンステップ上のブランドとしての箔を付けることができるデザイナーとしての国内最高峰の賞」などの理由で多数の応募があり、デザイナー・ブランドにとって非常に高い目標となっています。

加えて、海外からの本事業の評価としても,「TOKYO FASHION AWARD」がパリ現地にて実施しているショールームである、「showroom.tokyo」は長年の実績が評価され世界各国の著名なバイヤーが多数来場し、東京の今旬で勢いのあるデザイナーを見るのであればこのショールームと広く認知されています。「FASHION PRIZE OF TOKYO」に関しても支援終了後も本事業をきっかけとしパリファッション・ウィークにて現在も活躍するデザイナーを輩出し、海外の有名メゾンやブランドとのコラボレーションなどを実現するなど日本を代表するポテンシャルのあるブランドを輩出しているとパリだけでなく世界にも認知されています。

今後も、フィジカルショー発表、ビジネスマッチング展示会および国内を含めた活動支援により、コロナ後の飛躍を目指すデザイナーに対し、さまざまな面でサポートしていきます。

未来の東京のファッションにとって大変重要な「TOKYO FASHION AWARD」「FASHION PRIZE OF TOKYO」の事業について、令和７年度につきましても、継続していただきますよう、お願いいたします。

加えて、当機構も参画している「TOKYO FASHION CROSSING」には、多くの方に御参加いただき、特に一般の方もモデルとして参加した様々なテーマのファッションショーは、ファッションの魅力を届けることができたと考えています。

街の魅力とともにファッションの楽しさを幅広く発信し、東京のプレゼンスを向上する本事業を継続していただくよう、お願いいたします。

令和６年１１月２５日

東京都知事
小池　百合子　殿

一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会
理事長　鈴木　恒則

令和７年度東京都予算等に対する要望書

当団体は、アパレル・ファッション産業に従事する国内 127 社を正会員に持つ業界団体です。コロナ禍後の需要回復に対応しなければならない一方で、依然として円安などによる様々な原材料の価格高騰や人手不足などの影響を受け、マーケットの現状につきましてはまだまだ厳しいものとなっております。

こうした中にあっても東京のアパレル・ファッション産業が今後も力強く発展していくためには、業界の未来を担う人材の育成や、東京のファッションの魅力を世界に発信することなどにより、東京のプレゼンスを高めていくことが不可欠です。

つきましては、令和７年度東京都予算等に対して、以下のとおり要望いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

１　アパレル・ファッション産業を担う人材の育成

求職者や新卒者が求める「仕事の価値観」も大きな変化を遂げ、「働き方改革」の推進が大きな課題となっています。ヒトへの投資が大きくクローズアップされる中、働く環境の整備を推進し業界の競争力強化を図るため、当団体でも、ヒューマンリソース委員会等において、会員企業に対して人材採用、育成に特化した支援を行っています。

本年７月には各企業人事担当者が参加し、情報交流を行う「人事部門情報交流会」を開催し、会員企業約 20 社が参加しました。
11 月には、企業の女性リーダーを育成するために「女性活躍・ダイバーシティ推進セミナーを開催し、先行事例の紹介、運営方法を共有致しました。
来年１月には恒例の「合同企業説明会」を開催し、多数の会員企業、2026 年新卒予定学生の参加を計画しています。
また、JPF（ジャフィクプラットフォーム）事業では所属のクリエーターと会員企業のビジネスを繋げるマッチング交流会を７月と 11 月に開催致し、クリエーターの個性と企業のニーズを繋ぐイベントを行いました。

東京都では、毎年、新人クリエーター、学生等を対象にファッションコンクールを実施され、世界で活躍できる若きデザイナーの発掘や育成に取り組まれています。
この事業は、新進気鋭の人材を輩出することで、日本人ブランドの付加価値を高め、産業全体の活性化にもつながる重要な取組だと考えます。
業界の人材の確保、育成に、一層の支援を要望いたします。

２　アパレル・ファッション産業の魅力発信

東京都は、令和元年度より、東京のファッション都市としてのプレゼンス確立を図ることを目的として、東京の街全体でファッションを盛り上げる気運を醸成し、幅広い層に東京のファッションの魅力を発信する取組を補助する「地域特性に着目したファッション産業振興事業」を実施されています。
補助対象の取組として採択された「東京クリエイティブサロン」には、当団体も参画しており、ファッションを中心に、アート、音楽、フード、カルチャーなどの複数のイベントを集結して開催しました。
昨年度は、日本橋、丸の内、銀座、渋谷、原宿、羽田、有楽町、赤坂の８エリアに加え、新宿、六本木でも実施し、日本のクリエイティビティを積極的に発信することができました。

加えて、我々も実行委員会に参画しているファッションイベント「TOKYO FASHION CROSSING」は、一般の方がプロモデルに交じってランウェイを歩くなどし、まさに都民参加型のイベントとして大変な盛況となりました。

東京のファッションやアパレルの魅力を国内外に向けて発信し、産業を活性化していくため、これらの取組を続けることで相乗効果を発揮するよう、事業を継続していただくことを要望します。

３　アパレル・ファッション関連の企業の経営支援（販路開拓や生産性向上）

長期化する物価高騰や人材不足により、会員企業の経営も深刻な影響を受けております。

当団体でも、企業の成長性維持のための販路拡大施策、また業務の効率化、省人化による生産性向上、利益拡大に取り組んでおります。

企業活性化委員会、DX（デジタルトランスメーション）委員会が中心となり、E コマース、ライブコマース、越境販売等の売上拡大の打ち手の情報交流、また、生成 AI 技術を活用して、商品開発、店頭販売、顧客マーケティング等に関わる業務の効率化を賛助会員の IT、DX 企業様協力のもと、スピード感をもって改善の取り組みを行っています。

東京都としても、企業が行う、新たな販路の開拓や生産性の向上のための取組を後押ししていただけるよう要望いたします。

令和６年１１月２５日

東京都
　知事 小池　百合子　様

日本弁理士関東会
会長　田村　爾

令和７年度東京都予算編成について（要望）

我が国の政治・経済の中心である東京都には、我が国の経済産業を牽引する原動力の役割が期待される。東京都においては、他の道府県に類を見ないほど多彩な支援事業が展開されていますが、知財面のサポートを強化し、東京都が率先して知的財産を積極的に利活用できるエコシステム構築の実現を図ることを要望する。

＜要望＞

１．　中小企業への事業化支援のための知的財産権取得費用の補助拡充
２．　知財見本市の開催、大学等研究開発成果　マッチング支援
３．　アントレプレナーシップ育成プログラムの拡充
４．　わが町のブランドコンテストの開催
５．　スタートアップ東京都楽市楽座税制の創設
６．　中小企業の知財活用事業者への税制優遇措置の導入

＜概要＞

1. 中小企業への事業化支援のための知的財産権取得費用の補助拡充

ＨＴＴ（電力をへらす･つくる･ためる）及びグリーンテクノロジー関連分野における発明は、気候変動・地球温暖化対策に寄与し、長中期的なエネルギーの安定確保にも資する。これらの分野の技術の研究開発を促進すること、並びに、これらの分野の優れた技術を基に新しいビジネスを展開する意欲的な中小企業に対し、国内外での権利取得を躊躇させることがないよう、競争力強化支援策として知的財産権取得を推進することは、事業支援策として極めて重要である。

①ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての**国内特許出願支援**の新設
東京都から各区市町への費用補填、また、補助金が無い区市町村の事業者に対して東京都が直接支援できるよう、都の取得補助金制度の新設を要望する。

②ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての**外国特許出願支援**の拡充
ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての特許取得費用について、枠の増額を要望する。

2. 知財見本市の開催、大学等研究開発成果　マッチング支援

日本の経済の中心である東京都では、多くの個人発明家、スタートアップ・ベンチャー企業、中小企業、大企業、大学等が保有する有望な知的財産が数多く眠っており、これら眠っている知的財産をコラボレーションによって実用化することによって経済発展の起爆剤の一つとしたく、知財見本市の開催及び大学等研究開発成果のマッチングの機会を提案する。

① 知財見本市
② 大学等研究開発成果マッチング

３. アントレプレナーシップ育成プログラムの拡充

東京都は、アントレプレナーシップ育成プログラムを行っている。しかし、起業の基になる、課題（問題点）の見つけ方及びその解決策に関する演習は少なく、起業のベースとなる新たな課題を見つける演習は不足していると思われる。
また、起業家にとって最も重要な知的財産の保護に関するプログラムが含まれていない。そこで、以下を提案する。講師には、アイディア発想及び知財保護に長けた弁理士を活用願いたい。

① 小中高生向け起業家教育推進事業への弁理士の活用
② 課題発見法、課題解決法及び知財保護法の習得

４. わが町のブランドコンテストの開催

地域の住民、学校、商店街、金融機関等が自ら地域のメリット・価値について、見直すきっかけとして、わが町のブランドコンテストを開催する。更に都が各コースでの優秀者にそれら発案を地域のブランドとして発展できるよう、イベントを開催し、ブランドの定着を図る。また、弁理士等の専門家、金融機関等による支援組織の設立を支援し、フォローする体制を作り、資金援助することも検討する。

５. スタートアップ東京都楽市楽座税制の創設

東京都は、２０３０年度までに都内の開業率１２％の達成に向け、起業家の裾野を拡大するための取組を実施している。

東京都における中央世帯の可処分所得は、全国１２位であるが、基礎支出等を差し引いた中央世帯の可処分所得は、全国最下位です。

起業時には多額の資金が必要であるが、上記のように可処分所得は少なく、資金不足による脱落が懸念されます。そこで、起業家に対し税制面で支援する東京都楽市楽座税制を創設し、起業時における資金不足を招かないように支援する。

① 創業後１０年以内の中小企業（含む個人事業主）の都税を免除する。
② 創業後１０年以内の中小企業（含む個人事業主）が支払った消費税相当分の金額を、都が補助する制度を創設する。

６. 中小企業の知財活用事業者への税制優遇措置の導入

国において、特許権等をはじめとする知的財産権により得られた所得について税率を優遇する「イノベーションボックス税制」の導入が決まりました。

しかしながら、対象となる所得の範囲が知財のライセンス所得及び譲渡所得のみで、当初期待されていた知財を組み込んだ製品の売却益が含まれていません。このため、中小企業においては、知財をライセンス又は譲渡するケースは少ないことから、イノベーションボックス税制の恩恵を十分に受けることが出来ない。

中小企業における知財活用を積極的に取り入れた事業展開を支援するため、東京都版の「イノベーションボックス税制」の検討を行うと共に、その実現を図る。

以上

令和７年度東京都予算編成について

（要望）添付資料

令和６年１１月２５日

日本弁理士会関東会

【目次】

- １．中小企業への事業化支援のための
  知的財産権取得費用の補助拡充
- ２．知財見本市の開催、大学等研究開発成果
  マッチング支援
- ３．アントレプレナーシップ育成プログラムの拡充
- ４．わが町のブランドコンテストの開催
- ５．スタートアップ東京都楽市楽座税制の創設
- ６．中小企業の知財活用事業者への
  税制優遇措置の導入

１．中小企業への事業化支援のための知的財産権取得費用の補助拡充

＜具体的な要望＞

- ①ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての国内特許出願支援の新設・拡充
- ②ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての外国特許出願支援の拡充

＜背景＞

ＨＴＴ（電力を減らす･創る･蓄める）及びグリーンテクノロジー関連分野における発明は、気候変動・地球温暖化対策に寄与し、長中期的なエネルギーの安定確保にも資する。これらの分野の技術の研究開発を促進すること、並びに、これらの分野の優れた技術を基に新しいビジネスを展開する意欲的な中小企業に対し、国内外での権利取得を躊躇させることがないよう、競争力強化支援策として知的財産権取得を推進することは、事業支援策として極めて重要である。

①ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての国内特許出願支援の新設

東京都下の２６区市町では、知的財産権取得費用補助金制度を設けている（参考資料）。しかし、その予算規模は十分ではなく、補助金を利用できない中小企業等の事業者も多い。ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての国内特許取得費用については、東京都から各区市町への費用補填、また、補助金が無い区市町村の事業者に対して東京都が直接支援できるよう、都の取得補助金制度の新設を要望する。

②ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての外国特許出願支援の拡充

東京都では事業支援のための複数の助成制度が存在する。ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明についての特許取得費用について、そうした助成制度に含まれる知的財産権取得費用枠の増額を要望する。特に、外国出願支援費用の拡充を要望する。

（参考資料）東京都下の区市町村における知財支援制度

知的財産権取得費用補助金を設置する区市町村は多くはなく、補助金制度のない区市町村の事業者は不利である。そこで上記①のように、ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明の権利化を目指す都内所在の事業者については東京都が支援する制度が必要と考える。ＨＴＴ及びグリーンテクノロジー関連発明であるか否かの審査については知的財産権の専門家である弁理士が支援可能。

（参考資料）東京都下の区市町村における知財支援制度

※ 補助金あり 26区市町（62区市町村のうち）

自治体	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額
港区 (港区立産業振興センター)	産業財産権 取得支援事業	域内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関して弁理士等に支払う費用等 ・翌年3月20日までに実績報告書が提出できること ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了、R6.4.8受付開始	対象経費の 2分の1	25万円(特許) 15万円(特許以外)
千代田区	産業財産権 取得支援事業			・産業財産権の新規取得に要する費用 ・出願料、審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、図面作成費、電子化料金、産業財産権取得に際して弁理士又は弁護士に支払う費用 ・助成交付申請日前1年間に支払った経費 ・1年度1回、予算額に達し次第受付終了		20万円
台東区 (台東区産業振興事業団)	知的所有権 取得支援事業			・特許等の出願料、電子化手数料、初期登録に関わる商標等の登録料、初3年分の特許料、特許の審査請求料、実用新案技術評価請求料、弁理士に対する謝金(翌年3/31までに支払い完了し、実績報告を提出できる経費) ・助成決定前に経費の支払いが済んでいる場合は対象外 ・1年度1回、予算額に達し次第受付終了　、R6.4.1受付開始		10万円(特許) 5万円(特許以外)
墨田区	知的財産権 取得補助金			・出願料、出願審査請求料又は技術評価請求料、特許料又は登録料、出願及び取得に伴う弁理士・弁護士に対する報酬、その他区長が特に必要であると認める経費 ・出願日から2年以内に申請 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		20万円
江東区	知的財産権 取得費補助			・出願料、出願審査請求料、特許料、登録料、電子化手数料、出願に伴う弁理士報酬 ・国外の知的財産権についても、国内のものに準じて取扱い可能 ・交付申請書は出願日の翌日から起算して1年以内に提出必要 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		30万円(特許権) 10万円(特許以外)
品川区	特許権 取得経費助成		特許	・新規取得に要する弁理士費用、特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、登録料) ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までにお支払いが完了すること ・募集期間は令和6年10月1日～令和6年10月31日まで	対象経費の 3分の2	20万円
文京区	知的財産権取得費 補助金		特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬、特許先行技術調査費用、他関連経費 ・R6.4.1受付開始、出願日から2年以内に申請 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了、国内出願限定		30万円
板橋区 (板橋区産業振興公社)	知的財産権取得支援 補助金			・審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費 ・商標権の弁理士費用は、対象額上限10万円まで ・R6.4.15受付開始、先着順、要事前連絡、権利設定登録後1年以内に申請 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	対象経費の 3分の1	20万円
北区	知的所有権 活用支援事業			・弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用　※新規取得した知的所有権に限る ・上記のうち、当年度内又は前年度内に出願及び支払いした経費 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	対象経費の 2分の1	10万円
足立区	知的財産権 認証取得助成金			・出願料、登録料、審査請求料又は技術評価請求手数料、弁理士等費用、電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ・登録証の登録日から1年以内に申請すること、要事前連絡 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		30万円
江戸川区	知的財産権の 出願にかかる助成金		特許 実用新案 意匠	・出願料、審査請求料、弁理士費用。助成対象経費は当該事業の実施年度内に支払ったものを対象 ・出願前に本助成金の申請が必要 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		20万円

※ 2024.5.1現在　東京都知的財産総合センターHPより

自治体等	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額
葛飾区	知的所有権 取得費補助事業	域内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	・出願のため、弁理士に支払う手数料、出願料及び出願審査請求に要する経費 ・特許庁出願申請後1か月以内に申請 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	対象経費の 2分の1	10万円
世田谷区	知的財産権取得 支援事業補助金			・令和5年4月1日以降に出願が完了している知的財産権 ・出願料、登録料、その他手数料や弁理士費用などで区長が認めるもの（特許権の先行調査費用も対象） ・予算額に達し次第受付終了		20万円
荒川区	産業財産権 取得助成			・出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士費用、その他区長が必要と認めたもの　※申請年度内に支払われる分に限る ・特許庁へ出願後1ケ月以内に申請 ・1年度1回1案件　※一部例外あり ・要事前相談、予算額に達し次第受付終了		15万円
練馬区	産業財産権の 取得支援事業補助金			・出願料および出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬 ・特許庁へ出願後１年以内に申請 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		10万円
町田市	特許権等取得事業 補助金			・知的財産権の出願、または特許出願審査請求費用が対象 （知的財産権の出願は出願料（印紙代）、出願に係る弁理士手数料） （特許出願審査請求費用は審査請求料（印紙代）と弁理士手数料） ・1年度2回2案件申請は１案件、予算額に達し次第受付終了	対象経費等に より異なる （要確認）	10万円 （特許・実案・意匠） 5万円 （商標）
青梅市	産業財産・ 認証出願支援			・登録出願および国際認証や海外進出に伴う国外の規格への出願等にかかる経費の一部を助成 ・謝金（弁理士費用）、事務費（資料購入費、印刷製本費、出願料、審査請求費等の審査登録料）、委託費（調査委託費、申請等委託費、邦訳委託費等） ・要事前連絡	対象経費の 3分の2 以内	50万円
稲城市 稲城市商工会	知的財産 支援事業補助金 （会員限定）		特許・商標 など	・特許権・商標権などの国内の知的財産権の出願に係る事業 （商工会会員が営む事業に関わりのある案件に限る） ・要事前連絡 ・令和7年２月末までに事業が完了すること及び実績報告書を提出すること ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	商工会会員の工業部会員は対象経費の2/3以内	20万円
					上記以外１/２以内	10万円
八王子市	経営力強化補助金 （販路拡大事業-企業力向上経費）		特許等	・出願料（印紙代）、審査請求料、弁理士手数料 ・要事前連絡 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了 ・詳細は担当部署に確認のこと	対象経費の 3分の2 以内	50万円
羽村市	中小企業 経営基盤強化助成金 （DX推進事業）		知的財産権 等	・知的財産権等の導入経費 ・予算額に達し次第受付終了 ・要事前連絡		10万円 （法人） 5万円 （個人）
瑞穂町	ものづくり・DX等 推進事業補助金 （産業財産権取得 支援事業）		特許 実用新案 意匠 商標等	・登録出願および国際認証や海外進出に伴う国外の規格への出願等に係る経費の一部を補助 ・謝金（産業財産の取得に伴う弁理士等に支払う費用および認証取得に伴うコンサルタント費用等）、事務費（資料購入費、印刷製本費、出願料、審査請求費等の審査登録機関に支払う審査登録料等）、委託費（調査委託費、申請等委託費、邦訳委託費等） ・詳細は担当部署に確認のこと	対象経費の 2分の1	10万円

※ 2024.5.1現在　東京都知的財産総合センターHPより

自治体	事業名	対象者	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	問い合せ先
目黒区	中小企業者向け 専門家活用支援事業	域内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	知的財産の保護・活用等に当たって弁理士の支援を受けた際の費用	対象経費の 10分の8	10万円	産業経済・消費生活課 中小企業振興係 TEL:03-3711-1134
新宿区	新製品・新サービス 開発支援補助金			新製品の特許取得など	対象経費の 2／3	100万円	文化観光産業部 産業振興課 TEL:03-3344-0701
三鷹市 (三鷹商工会)	中小企業等 産業活性化補助金		特許 実用新案 意匠 商標	特許などの工業所有権の取得申請に要する経費	対象経費の 1／2	30万円(新技術等の開発のための調査等に要する経費は100万円)	三鷹商工会 TEL:0422-49-3111
府中市 (府中市工業技術情報センター)	特許取得事業補助金		特許	特許取得に必要な経費（審査請求だけの経費は対象外）	対象経費の 1／2	10万円	府中市工業技術情報センター TEL:042-335-4474
立川市	立川産品販路拡大等 支援事業		特許 実用新案 意匠 商標	知的財産権の取得 （販路拡大を目的とする経費に限る）	対象経費の 1／2	30万円	産業文化スポーツ部 産業振興課 商工振興係 TEL:042-528-4317

※ 上記一覧表の他、下記令和6年度事業あり

2．知財見本市の開催、大学等研究開発成果マッチング支援

＜具体的な要望＞

- 知的財産の利活用促進・流動性向上を目指した知財見本市の開催及びマッチング支援

＜背景＞

昨今、より優れた技術を開発し、経済を発展させる手段として、組織の内外に関わらず有用な技術を取り入れて技術開発を行うオープンイノベーションの促進が注目されている。

オープンイノベーションを促進する施策としては、例えば、川崎市が主体となった川崎モデルが知られているが、コーディネータを中心として、大企業と中小企業の知的財産マッチングが行われ、かわさき知的財産シンポジウムや川崎知的財産交流会等の各種交流会も行われている。

日本の経済の中心である東京都では、多くの個人発明家、スタートアップ・ベンチャー企業、中小企業、大企業等が保有する知的財産が数多く眠っており、これらをコラボレーションさせることによって経済発展の起爆剤の一つとしたく、知財見本市の開催及び大学等研究成果のマッチングの機会を提案する。

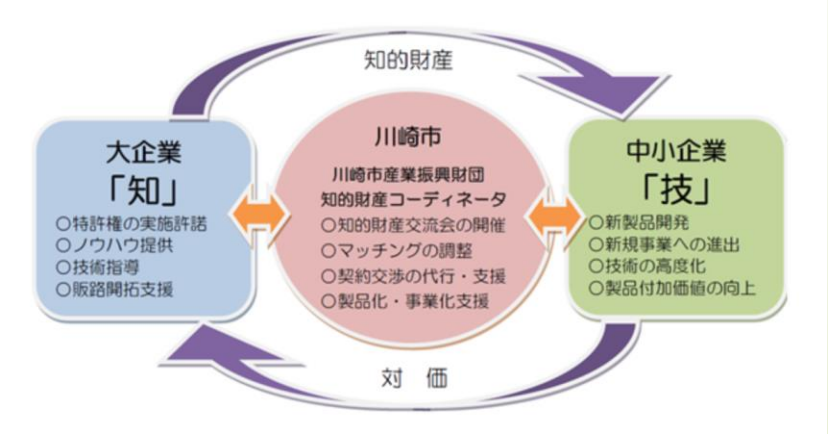

出典：川崎モデル
（https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017805.html）

＜知財見本市の概要＞

出展者　：　個人発明家、スタートアップ・ベンチャー企業、中小企業、大企業、大学、公的研究機関

出展の対象：　知的財産権及び知的財産権を実施（使用）した技術やコンテンツ（特許だけでなく、意匠、商標、著作権も含む）

来訪者　：　大学、研究機関、大企業及び中小企業の知的財産担当者、研究者、開発者、投資家

支援内容　：　ライセンス契約締結支援
譲渡契約締結支援
知財相談会の開催

イベント　：　出展者の紹介（ライブ配信）
来訪者の投票による知財グランプリ表彰
出展者が投資家にプレゼンする知財プレゼン大会
各種講演会の開催

＜大学等研究開発成果マッチングの概要＞

対象者　：　大学や研究機関等の研究成果による知的財産権を活用して新たなビジネス展開を目指す企業等。

対象技術：　大学等の研究機関による知的財産権及び知的財産権を実施（使用）した技術やコンテンツ（特許だけでなく、意匠、商標、著作権も含む）

支援内容：　大学等の研究機関及び都内企業が研究成果、知的財産を通じて相互に交流する機会を提供する。
知的財産の利用による新製品開発、新規事業への進出、技術力向上、製品価値向上のための支援として、マッチング機会を提供する。
マッチング機会の提供→交渉→契約→事業化に向けてサポートを行う。

具体的内容：　マッチング情報提供（webサイト等）
マッチングの調整
オープン型交流会（知財見本市）
クローズ型交流会（権利者と利用者の個別面談）
手続支援、契約締結支援、ライセンス契約締結支援

3．アントレプレナーシップ育成プログラムの拡充

＜具体的な要望＞

- ①小中高生向け起業家教育推進事業への弁理士の活用
- ②課題発見法、課題解決法及び知財保護法の習得

＜背景＞

東京都では、2030年度までに都内の開業率12%の達成に向け、起業家の裾野を拡大するための取組を実施しています。

その一環として、「未来の東京」戦略 version up 2024政策強化のポイント中、国際競争力の強化の項に関して、小中学生向けに「起業家教育プログラム」を実施しています。

＜問題点＞

下表に示すように、起業の基になる、課題（問題点）の見つけ方及びその解決策に関する演習は少なく、起業のベースとなる新たな課題を見つける演習は不足していると思われます。

また、起業家にとって最も重要な知的財産の保護に関するプログラムが含まれていません。

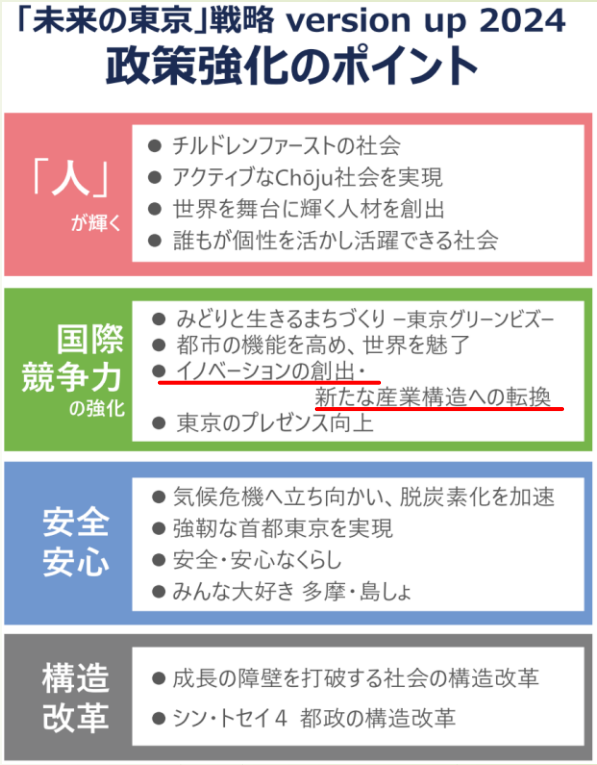

https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seisakukikaku/pocket2024

起業家教育プログラムイメージ（8時間の例）

概要	期待される学習効果
1　アイスブレーキング（得意なこと、将来の夢の話し合い）	自己の内面の再認識
2　プログラムの目的の説明	課題の認識
3　会社を作る「役職の説明」	自分の得意なことの認識、他者との違いの把握
4　マーケティング、商品企画	アイディア・発想力、正しく情報収集する力の習得
5　事業計画を策定する	論理的思考力・計算能力の向上
6　製造、広告に関する製作	チームワークの重要性の認識、時間管理・情報発信能力の向上
7　プレゼンテーション・販売活動	プレゼンテーション能力の向上、責任感の涵養
8　決算、返済、振り返り	損益に対する理解力の向上、計画と実績の比較・検証

出典：https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/06/22/18.html

＜対応策＞

課題発見、解決策創出及び知財保護を学ぶことが出来るプログラムを加える。

＜具体策＞

下表に示すように、起業の基になる、課題発見・解決策案創出・知財保護プログラムを追加、又は単独プログラムを実施する。

講師には、アイディ発想及び知財保護に長けた弁理士を活用する。

起業家教育プログラムイメージ（8時間の例）

課題発見・解決策創出プログラム

概要
1　アイスブレーキング（得意なこと、将来の夢の話し合い）
2　プログラムの目的の説明
3　会社を作る「役職の説明」
4　マーケティング、商品企画
5　事業計画を策定する
6　製造、広告に関する製作
7　プレゼンテーション・販売活動
8　決算、返済、振り返り

概要	具体的内容	期待される学習効果
課題発見	問題点抽出・記録（宝の山ノート）	発明の母たる課題の発見能力の向上
解決策創出	問題の共有化、問題の定義、解決策創出、試作、テスト、フィードバック	課題解決の創出能力の向上
知財保護	特許、意匠、商標	独自解決法の知財保護能力の向上

講義

＋

グループ演習

＋

発表

→ 課題発見の習慣化

例　身の回りの課題をあげよ

■消しゴムの削りかすが出る

■絆創膏が一人では貼りにくい

問題	課題共有化	問題の定義	解決策創出	試作	テスト	フィードバック
消しゴムの削りかすが出る		先に書いた文字・図形を見えなくするのが面倒	①記載できるシートを前に書いた処の上に貼る ②前に書いたものを塗りつぶす			
絆創膏が一人では貼りにくい		ガーゼ部に対し粘着テープが両側にある	①テープの先端にガーゼを配置し、ガーゼの位置決めと貼着が同時にできる			

知財

特許

意匠

商標

著作権

気づいたら直ぐに宝の山ノート（日記でも可）に記入
ノートを見直して定義・解決策を考える

習慣化

具体例　絆創膏が一人では貼りにくい

問題点

テープ同士がくっついてしまったり、よじれてしまったり。しっかり巻けない。

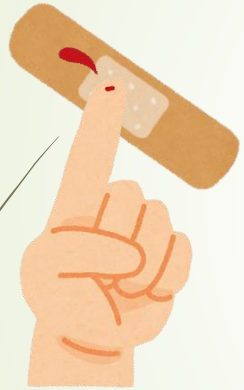

問題の定義

傷を覆い、剥がれないようにする
片手でも貼りやすい

解決策創出

ブレーンストーミング
オズボーンのチェックリスト
転用(Put to other uses)
応用(Adapt)
変更(Modify)
拡大(Magnify)
縮小(Minify)
代用(Substitute)
置換(Rearrange)
逆転(Reverse)
結合(Combine)

解決策

テープの形を変える
パットの位置を変える

４．わが町のブランドコンテストの開催

＜具体的な要望＞

- 子供達を含めたコンテストへの参加・結果公表により地元の光るものを見出し、その中で地域ブランドの効用への理解を広めて、地域経済の活性化を目指すコンテストの開催
- 優秀者発案の地域ブランドについて、翌年イベント開催

＜背景＞

昨今、東京都内でも多くの地域ブランドとしての地域団体商標等が商標登録され、また各地の特産品のイベント等が開かれている一方で、相変わらず町の商店街はシャッター街化している状況も見受けられる。

その原因の一つとして、地元住民との繋がり不足、自らのその土地や生活の特徴（他との違い）を認識しきれていない（掘り起こし切れていない）こともあるのではないか。

そこで、その土地の住民、学校、商店街、金融機関等が自ら地元のメリット・価値について、見直す切っ掛けとして、子供達からの発案も含めた内容で、都が募集しコンテストを開催すること、更に都が各コースでの優秀者にそれら発案を地域のブランドとして発展できるよう、翌年イベントを開催する。また、弁理士等の専門家、金融機関等による支援組織の設立を支援し、フォローする体制を作り、資金援助することも検討する。

＜コンテストの概要＞

参加者　：小中学生、高校生、専門学生、大学生、商店街有志、商工会議所、商工会、金融機関、公的研究機関

コンテストの対象：わが町の推し、例えばお祭り、若者で流行っていること、他にない産物、商品、サービス、その地域だけに見られる風習、自然環境等の地元らしさ、他にないメリット

主催・共催・後援：東京都、東京都知的財産総合センター、日本弁理士会関東会、各商工会議所・商工会、各金融機関等

支援内容　：会場、運営、優秀な案に対する賞品・賞金等の資金支援
コンテストのPR、結果発表支援
優秀案に対するブランド化へのイベント開催・資金支援

イベント　：コース別（小中学生、高校以上、商店街、金融機関等）の受付・審査
審査によるコース別優秀者表彰
優秀者への専門家等の組織的なブランド化への支援（イベントの開催）
地域ブランド関係の講演会の開催

５．スタートアップ東京都楽市楽座税制の創設

＜具体的な要望＞

- ①創業後１０年以内の中小企業（含む個人事業主）の都税を免除する。
- ②創業後１０年以内の中小企業（含む個人事業主）が支払った消費税相当分の金額を、都が補助する制度を創設する。

＜背景＞

東京都は、２０３０年度までに都内の開業率１２％の達成に向け、起業家の裾野を拡大するための取組を実施しています（図表１）。
東京都における中央世帯の可処分所得は、全国１２位であるが、基礎支出等を差し引いた中央世帯の可処分所得は、全国最下位である（図表２）。

＜問題点＞

中央世帯の可処分所得が全国最下位であることから、起業資金に窮することが想定されます。
創業期は、次頁図表３に示すように、魔の川、死の谷等資金繰りに窮することが知られています。
金融機関から借り入れすることも考えられるが、返済が必要であり、効果的ではありません。

【図表１】

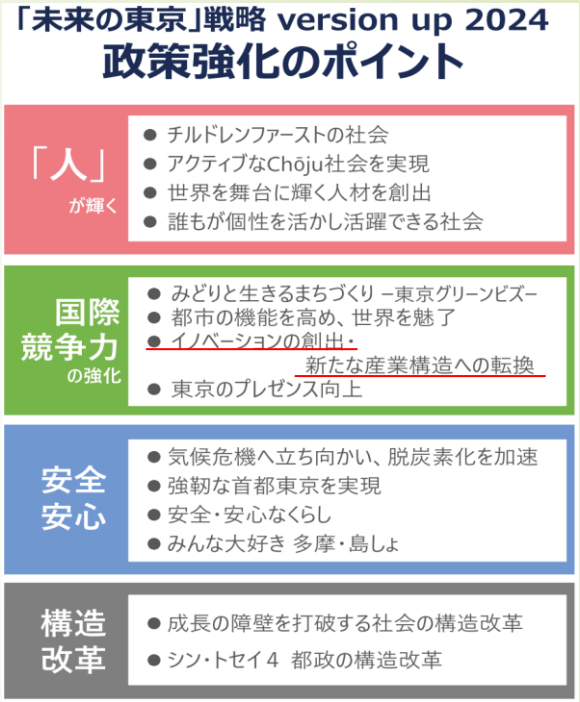

https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seisakukikaku/pocket2024

【図表２】

経済的豊かさの都道府県ランキング（対象別）

区分	東京都の順位
全世帯の可処分所得	3位
中央世帯の可処分所得	12位
中央世帯の可処分所得－基礎支出	42位
中央世帯の可処分所得－（基礎支出＋通勤時間の費用換算）	47位

資料出所：国土交通省 企業等の東京一極集中に関する懇談会 とりまとめ（令和3年1月29日）「参考資料」より作成

＜対応策＞

創立10年以内の事業者(含む個人事業主)に対し、
①東京都が所管している税金を免除する。
②赤字でも発生する税金の中で影響が大きい税金を補助する。

＜具体策＞

①創立10年以内の事業者に対する下記免除対象地方税を免除する。
市区町村税は、都より市区町村に補填する。
②消費税は赤字でも発生し、金額も大きくなるので、消費税分を都から補助する。

【図表３】

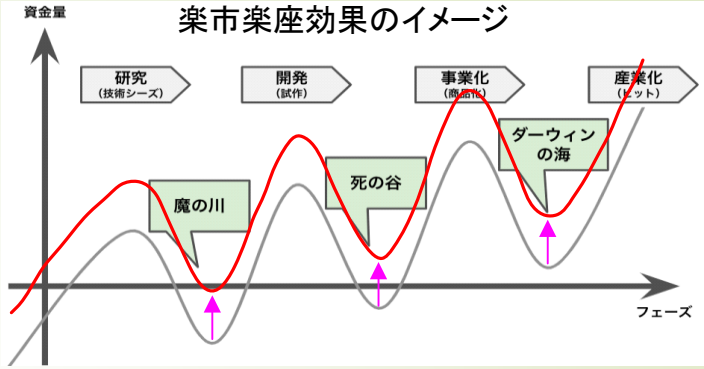

出所：https://stockmark.co.jp/coevo/devilrivervalleyofdeathdarwiniansea

赤字でも発生する税金

種類(国税)
消費税
源泉所得税
印紙税
登録免許税

免除対象地方税

地方税	備考
地方法人税	法人税額×10.3%(赤字の場合非課税)
法人住民税	均等割(例：資金1000万円従員50人以下7万円)＋法人税割(赤字の場合非課税)
法人事業税	利益に対し課税(原則赤字の場合非課税)
個人事業税	290万円超
固定資産税	市区町村税
地方消費税	2.2%相当
自動車税	環境性能割(購入時)・種別割(維持)

６．中小企業の知財活用事業者への税制優遇措置の導入

＜具体的な要望＞

- 中小企業が、特許権を実施した製品販売又はサービスの提供により得た利益に対する優遇税制の検討及び導入

＜背景＞

国において、特許権等をはじめとする知的財産権により得られた所得について税率を優遇する「イノベーションボックス税制」（次頁）の導入が決まった。

しかしながら、対象となる所得の範囲が知財のライセンス所得及び譲渡所得のみで、知財を組み込んだ製品の売却益が含まれなかった。このため、中小企業にとっては、ライセンスや譲渡するケースは少ないことから、十分なイノベーションボックス税制の恩恵を受けることが出来ない。

中小企業おいて知財活用を積極的に取り入れた事業展開を、東京都として支援するため、東京都版の「イノベーションボックス税制」の検討を行うと共に、その実現を図る。

＜イノベーションボックス税制＞

イノベーションボックス税制は、特許権をはじめとする知的財産権により得られた所得について、優遇税率を適用することにより、イノベーション投資を促す制度である。欧州を中心に導入され、近年ではアジア等他の地域でも導入が進んでいる。各対象となる知財の範囲や、所得の種類については、各国の実情に応じて政策的な判断で決定されている。

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式

$$\text{所得控除額} = \underbrace{\text{知財由来の所得} \times \frac{\text{適格研究開発費の額}}{\text{研究開発費の額}}}_{\text{制度対象所得}} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

①対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権

（令和６年４月１日以後に取得したもの）

②対象となる所得の範囲

- 知財のライセンス所得
- 知財の譲渡所得

(海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く)

③自己創出比率の計算方法

- 企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合

＜背景＞

・日本は諸外国に比して法人税率が高く、無形資産を優遇する税制が存在しないため、国際的イコールフッティングが確保されているとは言い難い。産業の持続的成長の実現に向け、長期安定的で予見可能性の高い税制からの支援が求められる。

・ 自国で研究を行い自国で実態を持って事業を行っている優遇制度が他国にはあるが日本にはない。他の国と比べると、企業が日本に事業を置いて、中長期的に成長させていくインセンティブが働きにくい。既存の日本企業にケイパビリティがあれば、海外に出ていくという選択を取りかねない。

＜イノベーションボックス制度趣旨＞

①国内の研究開発拠点に係る立地競争力向上
国内で質の高い研究開発を行い、高い付加価値の源泉となる無形資産を創出する者に対するインセンティブとなり、研究開発の成果としてより収益性が高い事業を生み出す、生産性の高い研究開発プロジェクト及び高い技術力を持つ人材を我が国に引きつける上でのイコールフッティングを実現するものである。

②アウトプットに着目したインセンティブ
・研究開発の不確実性に着目し、研究開発投資額（インプット）に応じた税制優遇を行う研究開発税制とは異なり、研究開発の成果として生まれた所得（アウトプット）に着目した制度である。
・「ビジネスでも勝つべく、社会実装に取り組む」者に対して税制優遇で動機付けを行い、更なる研究開発投資をはじめとする事業展開を後押しする。

③幅広い無形資産投資を促進
著作権で保護されたソフトウェアを含む、幅広い無形資産から生じた所得を対象とする制度である。特に、研究開発税制において多くが対象から外れているクラウド事業も対象に含む。

④研究開発投資の生産性の可視化
研究開発支出と知財による所得の関連付けが必要とされることから、制度の副次的な効果として、研究開発投資がどの程度の収益を上げたか（生産性）を可視化できる。

東京都知事　小池　百合子　様

要　　望　　書
（令和７年度）

令和６年１１月２５日

東京都新宿区四谷本塩町４番３７号
東京司法書士会
会　長　　千　野　隆　二

団体名　東京司法書士会
電話　０３－３３５３－９１９１

要　望　事　項

１　東京都における相続登記の申請義務化に関する周知・広報活動の強化と都民からの相談の受け皿としての相談窓口の設置の継続及び区市町村における同様の取組への情報提供と財政支援について

令和６年４月１日から不動産の相続登記の申請義務化が施行されています。

これは施行日前に発生していた相続にも遡及して適用されることから、国民生活に重大な影響を及ぼすものであるものの、各種調査による国民の認知度は約４割程度にとどまっております。

施行日前に発生した相続については、原則として令和９年３月３１日までに登記申請をする必要があり、施行後３年間は特に重点的に都民に周知する必要があると存じます。また、今後の増加が見込まれる国内の不動産を所有している外国人の相続への対応も課題となっております。

当会としましても都民の身近な法律専門職として今後とも自治体の皆様と連携を図るために、下記の４点について要望いたします。

【要望１】（継続）
都の広報紙、WEB サイト、SNS、掲示板、デジタルサイネージ等の活用や、固定資産税等の納税通知書送付時の周知文書の同封、セミナー・講演会等の実施

【要望２】（継続）
都庁等都の施設での相談窓口の設置

【要望３】（継続）
前記１、２と同様の施策を区市町村が実施する際の財政支援

【要望４】（新規）
区市町村、特別区長会、市町村会等との協定の締結

【添付資料】
［資料１］　相続登記の義務化　東京都・２３区と一層連携した周知広報
（令和６年４月法務省民事局）
［資料２］　不動産の相続登記の申請義務化に伴う対応について
（令和６年２月１３日付け事務連絡　法務省・国交省・総務省連名）
［資料３］所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針
（令和６年６月１０日付け所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）
［資料４］　経済財政運営と改革の基本方針２０２４（抜粋）
［資料５］　区市町村等と当会との協定書（案）

団体名　東京司法書士会
電話　０３－３３５３－９１９１

２　戸籍・除籍謄本、住民票の写しの郵送申請によるキャッシュレス決済の導入に向けた財政支援とシステムの構築について

戸籍・除籍謄本、住民票の写し等の職務上請求のオンライン申請及びキャッシュレス決済の実現までの道程として、定額小為替の使用を回避するため郵送申請によるキャッシュレス決済が、全ての区市町村で導入されるよう財政不足の区市町村には予算措置を含めて対応していただくよう要望いたします。また、各区市町村間でＵＩ（ユーザーインターフェース）に統一感のあるシステムを構築していただくよう要望いたします。

なお、当会が把握している区市町村の戸籍・除籍謄本、住民票の写し等の郵送請求によるキャッシュレス決済導入状況は、以下のとおりです。

※（ ）はベンダー
令和５年度導入　墨田区・三鷹市（富士フィルムシステムサービス）
　　大田区（不明）
令和６年度導入　中野区（LoGo フォーム）　江戸川区（グラファー）
※GovTech 東京によりますと２０～３０の自治体が導入を検討中とのことです。

団体名　東京司法書士会
電話　０３－３３５３－９１９１

３　入札制度における所有者不明土地や空き家の権利調査（登記名義人の相続人調査）案件への「総合評価方式」の積極的な導入について

現在、東京都における入札契約制度においては、原則、「最低価格自動落札方式」によることとされていますが、この方式では履行の確保が困難になる場合は、価格と価格以外の要素（技術力等）を総合的に評価し、価格と品質を兼ね備えた落札者を決定する「総合評価方式」を用いていると理解しています。そして、所有者不明土地や空き家の権利調査（登記名義人の相続人調査）案件（以下「権利調査案件」といいます。）においては、「最低価格自動落札方式」のみで行われているのが現状です。

この権利調査案件は、主に戸籍等を収集し、その相続関係及び法定相続分を明らかにするものです。入札に係る案件は、調査範囲が広く、難易度が高いものがほとんどですが、登記業務のように司法書士資格を要するものではないため、一般企業も入札をすることが可能です。

しかし、このような案件を効率的かつ適正に遂行するには、戸籍等を正確に読み解く高度な専門的知識と過去に権利調査案件を遂行したノウハウや実績が不可欠であると考えます。

これまでの入札の案件においては、競合するのが司法書士（司法書士法人を含む。）ではなく、一般企業であるケースも多くありました。これらの一般企業に遂行能力があるのかについては非常に疑問です。落札した一般企業には専門的知識がなく、案件が適正に完了しなかったケースもあるのではないかと考えます。

「最低価格自動落札方式」では、次から次へとこのような遂行能力が疑わしい事業者が権利調査業務の入札に参加してくることが予測されます。そこで、このような権利調査案件においても「総合評価方式」を積極的に導入していただくよう要望いたします。

団体名　東京司法書士会
電話　０３－３３５３－９１９１

４　成年後見利用促進に関する支援及び予算確保について

令和４年３月２５日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容である地域共生社会の実現に向けた地域連携ネットワークの構築・推進のため、次の５項目について、東京都における予算確保並びに区市町村に対する都の支援及び都から区市町村への補助金の支給のための予算確保をお願いいたします。

（１）小規模市町村等、中核機関、成年後見制度推進機関が未設置又は成年後見制度利用促進基本計画の策定ができていない地域（特に三多摩地域や現在東京都が力を入れている島しょ地域）において、市町村からの相談を受け、また、市町村へのアドバイザーや、準備会、協議会、審議会等の委員となる専門職として、成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
（２）地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関による権利擁護支援チームの形成を支援し、その形成のための後見人等の受任者調整等に成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
（３）厚生労働省が行っている「権利擁護支援総合アドバイザー」育成の研修を都でも行い、より多くの司法書士等専門職を権利擁護支援総合アドバイザーとして育成すること。
（４）司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助、福祉又は司法における相談支援等の場面において、オンラインを活用して、成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
（５）日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携を強化して、効果的な支援を進める取組に対して補助を行うこと。

以上

相続登記の義務化 東京都・２３区と一層連携した周知広報

法務省民事局
令和６年４月

【資料1】

所有者不明土地問題とは

（※）「登記簿」には、土地・建物ごとに所有者の氏名・住所等を記載し公開。

○ 登記簿（※）を見ただけでは所有者が直ちに判明しない、又は、判明しても連絡が付かない土地

○ 不動産所有者に相続等が発生しても登記申請がされないことで、**所有者不明土地が増加中**

⇨ 公共事業・民間取引等を妨げたり、管理されずに近隣に悪影響が及んだりしています。

所有者不明土地の割合（令和４年度国交省調査） **24%**

原因
- 相続登記の未了 **61%**
- 住所変更登記の未了 **35%**

所有者不明土地の解消に向けた新制度

○ 所有者不明土地問題への対策として、**令和3年に民法・不動産登記法等が大きく改正**

⇒ **令和６年４月１日から、不動産の相続登記が義務化がスタート（違反には過料あり）**

※ 令和６年４月より前に相続した不動産も、未登記であれば義務化の対象

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

新制度の認知度向上が課題［各種認知度調査の結果］

○法務省において、本人、配偶者又は親が不動産を所有する成人各年代層・合計14,100人を対象に、**webアンケート調査**を実施（令和５年８月）

相続登記の義務化を「詳しく知っている」「大体知っている」約32%

相続登記の義務化を「聞いたことがあるがよく知らない」約26%

○日本司法書士会連合会において、40～60代の男女600人を対象に、調査を実施（令和６年１月）

相続登記の義務化を「知っている」「なんとなく知っている」 約48%

相続登記の義務化を始めとする新制度の定着のため、**認知度の向上**が、喫緊の課題

⇨ 認知度向上には**国民各層に行き渡る周知広報が重要**
そのためには**国民に身近な地方自治体との連携が不可欠**

東京都・２３区の皆様との一層の連携に向けて

相続登記の義務化についての周知・啓発の取組の例

- ✓ 区役所等の戸籍・福祉窓口等で、新制度に関する**ポスター・パンフレット**を掲示・配布
- ✓ 東京都の**ホームページ・SNS**等、デジタル媒体を使用した新制度の広報
- ✓ 区作成の**チェックリスト**（死亡届提出時に交付）に相続登記を追加。**法務局・司法書士会等**の窓口情報の提供
- ✓ 区の**広報誌**や、自治会・コミュニティーの**回覧板・掲示板**に新制度の広報記事を掲載
- ✓ 東京都から住民に発送する**固定資産税等の各種通知**に、新制度の資料を同封

東京都・２３区との連携を更に強化し、国民の皆様の理解と協力の下、所有者不明土地対策を着実に進めて参りたいと考えています。

【資料２】

事　務　連　絡
令和６年２月１３日

各都道府県
　市区町村担当課　所有者不明土地担当課　御中

法務省民事局民事第二課
国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
総務省地域力創造グループ地域振興室

不動産の相続登記の申請義務化に伴う対応について（依頼）

各地方公共団体におかれましては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成３０年法律第４９号）等に基づき、所有者不明土地等対策の推進に御協力いただいているところ、令和６年４月１日から、令和３年の民事基本法制の中核をなす、不動産の相続登記の申請義務化が施行されます（民法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第２４号）による改正後の不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第７６条の２及び３）。

相続登記の申請義務化は、不動産を相続により取得した者に対し、その取得を知った日から３年以内に相続登記の申請をすることを法律上義務付けるものです。令和６年４月１日より前に相続した相続未登記の不動産も申請義務の対象となり、正当な理由なく義務を履行しない場合には１０万円以下の過料の適用対象になるなど、国民に大きな影響を及ぼす制度です。

当該制度の施行日が近付いてきたことから、各団体におかれましては下記の事項についてご留意ください。

また、都道府県市区町村担当課におかれましては、管内市区町村に対しても、ご周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1　相続登記の申請義務化に関する地域住民への情報提供等の取組

相続登記の申請義務化を始めとする相続・不動産に関する新制度の住民への周知・広報については、令和４年１２月２６日付け法務省民事局民事第二課事務連絡（別添１参照）において対応をお願いしているところです。相続登記の申請義務化の施行日が近づいてきていることを踏まえ、広報誌、ホームページなどにおける情報の掲載や、固定資産税納付通知書等における関係資料の同封など、住民への周知・広報に引き続きご協力をお願いします。

新制度の施行に伴い住民からの問合せや相談の増加が見込まれるところですが、各法務局・地方法務局において登記手続に関する手続案内を予約制により受け付けておりますので、必要に応じて住民にご案内ください。

また、住民が本制度への理解を深め、必要に応じて法務局や司法書士など適切な専門機関にアクセスすることができるよう、住民に身近な行政機関である市区町村におかれましても、司法書士会・土地家屋調査士会を始めとする専門資格者団体と連携し、住民向け相談会の開催や相談窓口の設置等の取組を行うことをご検討ください。

なお、上記の周知・広報、相談会の開催及び相談窓口の設置にかかる経費については、所有者不明土地等対策に係る取組として特別交付税措置を講じております(別添２参照)。

2　その他所有者不明土地等対策への支援

所有者不明土地等対策にあたっては、相続登記の申請義務化の制度を円滑に施行するのみならず、適切な土地の利用及び管理を図る上で地方公共団体の果たす役割が重要と考えます。

地方公共団体が所有者不明土地等対策として実施する土地の所有者探索や管理不全状態解消などについては、国土交通省「所有者不明土地等対策事業費補助金」をご活用ください（別添３参照)。

【相続登記の申請義務化に関する照会先】
法務省民事局民事第二課
河瀬、光木
TEL　03-3580-4111（内線 5970）

【国庫補助金に関する照会先】
国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
武藤、狩野
TEL　03-5253-8111（内線 30643）

【特別交付税に関する照会先】
総務省 地域力創造グループ 地域振興室
高橋、谷垣
TEL　03-5253-5534（直通）

別添１

事　務　連　絡
令和４年１２月２６日

各都道府県
　市区町村担当課　所有者不明土地担当課　御中

法務省民事局民事第二課

相続登記の申請義務化を始めとする相続・不動産に関する新制度の周知・広報への対応について（依頼）

平素より、所有者不明土地対策を始めとする法務行政の運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、所有者不明土地の発生を予防する観点から、「民法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第２４号）により、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）が改正され、令和５年４月１日から順次施行されます。

その中でも、令和６年４月１日から施行される相続登記の申請義務化は、今般の改正の中核をなすものであり、施行日前の相続でも不動産登記がされているものは義務化の対象となるなど、住民の皆様に大きな影響を与えるものです。そのため、負担軽減のための環境整備策も含め、新制度の内容を住民の皆様に確実に届けられるよう、法務省として周知・広報に取り組んでおります。

相続登記がされることによる不動産登記情報の最新化は、固定資産税事務、公共事業その他の地方公共団体の事務及び事業の円滑化にも資することとなるところ、都道府県及び市区町村におかれましては、これまでも、所有者不明土地対策等に関する施策について多大な御理解と御協力をいただいているところです。

その上で、今後、従前の取組から一歩進め、新制度のより一層効果的な周知・広報を実現するために、法務局又は地方法務局から、都道府県及び市区町村に対し、下記の内容について協力依頼がある予定ですので、その趣旨を御理解いただき、引き続きの御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、都道府県市区町村担当課におかれましては、管内市区町村に対しても、御周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1　都道府県、市区町村等が発行する広報誌や、自治会・コミュニティーが発行する情報誌、回覧板などに、相続登記の義務化等の新制度に関する記事の掲載や関係資料の同封をしていただくこと。

2　市区町村窓口において死亡届を受理した際などに配布する「死亡に伴う手続一覧」（おくやみリスト）や説明用リーフレットに、相続登記の義務化等の新制度に関する情報の掲載や関係資料の同封をしていただくこと。

3　市区町村が住民に宛てて発送する固定資産税納付通知等の文書に、相続登記の義務化等の新制度に関する関係資料の同封や情報の掲載をしていただくこと。

4　固定資産税事務（現所有者申告者制度等を含む。）や相続関係事務を案内する市区町村のホームページなどに、相続登記の義務化等の新制度に関する情報を掲載していただくこと。

5　都道府県、市区町村と法務局・地方法務局等が連携・協力して、相続登記の義務化等の新制度に関する住民向け説明会、相談会等を開催すること。

6　そのほか、相続登記の義務化等の新制度の円滑な開始に向けて、住民の理解・準備に資する取組に御協力いただくこと。

【本件に関する照会先】
法務省民事局民事第二課
齋藤、光木、岩井
TEL　03-3580-4111（内線 5970）

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策に対する財政措置の概要

○ 所有者不明土地特措法の改正に併せ、令和4年度から特別交付税措置を講じている。
- 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象。
- 措置率0．5、団体の財政力に応じた補正あり。

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策

所有者不明土地等対策事業費補助金の対象※（国土交通省）

- 所有者不明土地等の実態把握
- 所有者不明土地対策計画の作成 【R6～】
- 土地の所有者探索や、土地の利活用のための手法等の検討
- 土地の管理不全状態の解消
- 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための法務的手続等
- その他上記の事業と併せて実施する関連事業 等

※ 所有者不明土地対策計画（一定の要件を満たす既存計画を含む【R6～】）に基づく取組が対象

国庫補助の対象外となるソフト経費※

- 所有者不明土地等対策のための広報
- 所有者不明土地等に関する相談窓口の設置
- 所有者不明土地等対策のためのデータベースの整備
- 空き地バンクの設置や運営 等

※ 正規職員の人件費等は対象外

補助事業に係る地方負担に対して特別交付税措置
（都道府県※・市町村が対象）

※ 市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

地方公共団体が単独で実施する所有者不明土地等対策に対して特別交付税措置
（市町村が対象）

別添２

特別交付税措置を活用した所有者不明土地等対策の取組事例

③所有者不明土地等の円滑な利活用・管理の促進

＜措置事例①＞　～NPO等に対して所有者探索の補助を実施～

土地を活用したい住民からの問い合わせを受けたNPOの申請に基づき、所有者不明土地等対策事業費補助金を活用して土地の所有者探索の補助を行ったケース

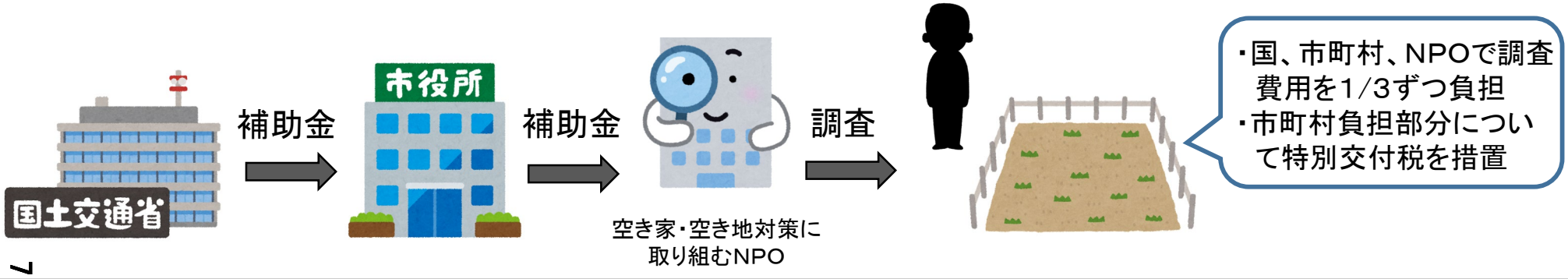

＜措置事例②＞　～関係機関と連携した所有者不明対策に係る制度の周知～

単独事業として都道府県や法務局、司法書士会と連携しつつ相続登記義務化の周知を行ったケース

所有者不明土地・空き地の円滑な利活用や適正管理の推進

国土交通省

令和6年度予算額：61百万円

○所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助等に要する経費を計上。

所有者不明土地法における制度

市町村による所有者不明土地等対策に関する計画の作成制度
⇒ 計画的な対策の推進

所有者不明土地等対策の着実な推進

行政的措置（代執行等）を可能とする制度
⇒ 適正な管理の確保

低未利用土地の有効利用に取り組む法人の指定制度
⇒民間主体の取組を推進

瓦礫が放置され、雑草の繁茂や不法投棄も発生している管理不全状態の土地

樹木や雑草が繁茂し、有効利用されていない土地

基本事業・関連事業

下線部：R6拡充内容

● 施 行 者： 地方公共団体、推進法人※ 等

※ 市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人

● 補助対象： 所有者不明土地対策計画（一定の要件を満たす既存計画を含む）に基づく以下の取組

- 所有者不明土地等の実態把握
- 所有者不明土地対策計画の作成
- 土地の所有者探索や、土地の利活用のための手法等の検討
- 土地の管理不全状態解消 （門、塀等の工作物や樹木の除去等）
- 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための法務手続等
- 上記の基本事業と合わせて実施することが必要な関連事業 等

● 補 助 率：

- 地方公共団体が施行者の場合 ： 1/2＊
- 推進法人等が施行者の場合 ： 1/3 （地方公共団体負担1/3＊）

＊ 地方公共団体負担分について、特別交付税措置を講じる（措置率 最大1/2）

モデル事業

● 施 行 者： 特定非営利活動法人、民間事業者、地方公共団体 等

● 補助対象：

- 推進法人の指定の円滑化に資する取組
- 市町村の既存計画に基づく空き地の利活用等を図る取組 等

● 補 助 率：定額

別添3

【資料３】

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針

令和6年6月 10 日
所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議

所有者不明土地は、相続登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせている。人口減少・超高齢社会、相続多発時代を迎えている中、社会全体の生産性を向上させるためにも、所有者不明土地等問題の解決は喫緊の課題となっている。

このため、これまでに制定された法律の円滑な施行を図るとともに、組織・定員を含めた体制の強化や必要な予算の確保等に努める。また、マンション等の区分所有建物の所有者不明化、管理不全化への対応等の重要課題については、区分所有法等の改正法案の速やかな国会提出を目指すなど、「所有者不明土地等問題 対策推進の工程表」のとおり、期限を区切って着実に対策を推進する。これらの取組を通じ、引き続き、関係省庁が連携して、各種施策を一体的に実施する。

1 土地所有者等の責務

土地の公共性を踏まえ、令和2年に改正された土地基本法（平成元年法律第 84 号）で示された土地の利用・管理に関する土地所有者等の責務や基本理念、それらを踏まえて策定した土地基本方針について、広く国民、土地所有者、地方公共団体等に周知する。また、関係省庁が連携して、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「特措法」という。）や令和3年に見直された民事基本法制の着実な施行を始め、土地所有者等の責務を具体化する施策を一体的に検討・推進していく。

2 地籍調査の加速化及び法務局地図作成事業の推進

土地の適切な利用の基礎データとなり、登記にも反映される地籍調査について、令和2年に改正された国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）等により導入された新たな調査手続・調査手法を普及するための職員派遣等の地方公共団体への支援や必要な予算の確保に努め、地方公共団体の取組を後押しする。第7次国土調査事業十箇年計画の中間年（令和6年）を迎える中、十箇年計画の目標達成には、調査

実施の更なる加速化が必要であることから、地方公共団体や民間事業者等のニーズを踏まえ、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の調査手続、リモートセンシングデータの活用拡大、オンラインによる筆界確認についての技術検証、国によるモデル事業の実施等による民間測量成果等の活用促進、行政機関内の情報の更なる活用等、より円滑・迅速に地籍調査を推進する方策を検討し、当該計画の目標の達成に向けた所要の見直しを行う。

土地に関する重要な情報基盤である登記所備付地図の整備を進めるため、法務局の地図作成事業について、現行の地図整備計画を着実に実施しつつ、次期地図整備計画の策定に向けた基本方針を踏まえ、対象面積が比較的小さい局所的地区を含め、防災・減災対応など特に必要性・困難度の高い地域での優先実施、自治体の要望に沿った地区選定などを盛り込んだ次期地図整備計画（令和7年度～）を、本年度中に策定するとともに、最新技術の活用の検討、必要な法務局の体制整備や予算の確保を図る。また、筆界保全標の設置に着実に取り組む。

３ 改正民事基本法制の円滑な施行

土地所有権の内容は法令の制限に服し、公共の福祉優先の理念に基づく立法が妨げられないことを前提に、令和3年に民法（明治 29 年法律第 89 号）、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）等が改正されるとともに、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第 25 号）が制定された。

本年４月に施行された相続登記の申請義務化について、省庁横断的な強力な広報や地方公共団体・司法書士等の専門職・各種業界団体との連携等によって、３年間の義務履行期間に必要な登記がなされるよう、国民各層に行き渡る十分な周知を徹底するとともに、本年度末までの相続登記に係る免税措置についても引き続き適切に運用する。今後施行される住所等変更登記の申請義務化や所有不動産記録証明制度等について、DX を通じ、所有者情報等に係る行政機関間の一層効果的・効率的な情報連携の上でシステム構築等を図る。また、相続土地国庫帰属制度、改正民法に基づく新たな財産管理制度や遺産分割の見直し等についても、国民各層への十分な周知を徹底するとともに、運用状況を踏まえて必要に応じ対策を講じる。さらに、これらによる所有者不明土地の積極的解消を図るために十分な法務局及び帰属土地の管理官庁の体制整備や予算の確保に努める。

相続登記申請に係る負担軽減を図りつつ、法定相続情報証明制度の円滑な運用や、法務局における遺言書の保管制度の活用などにより、相続登記を促進する。

４　多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み

令和３年に導入された、登記所が他の公的機関（住民基本台帳ネットワークシステム、商業登記等）から土地所有者の死亡や住所等変更情報を入手して不動産登記情報の最新化につなげる仕組みや、本年４月に施行された海外に居住する土地所有者の日本国内における連絡先を登記事項とするなどの仕組みが、円滑に施行・運用されるよう、法務局の体制整備や不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との円滑な連携を可能とする実効性のあるシステムの整備・活用を進める。

地域福利増進事業を実施する場合の土地所有者の探索や、法務局による土地の所有者の探索事業等に際して、迅速かつ効率的に土地所有者等に係る最新の情報を把握するために、住民基本台帳ネットワークシステムの活用を進める。

地籍調査を実施する場合の所有者探索について、固定資産課税台帳等と同様に利用可能な所有者等関係情報について整理し、更なる利用拡大を進める。

行政機関等に対して戸籍情報を電子的に提供する戸籍情報連携システムの活用を進める。

不動産登記簿を始め、行政目的ごとに整備されている土地に関する各種台帳間の双方向での情報連携を促進することにより、所有者探索の容易化・事務負担の軽減を図るなど、土地情報連携の高度化を進める。

固定資産課税台帳の情報を特措法等の規定に基づき情報提供できる仕組みについて、今後とも、関係省庁が連携して、必要に応じた拡充を進める。

こうした仕組みを構築するまでの間も、地方公共団体の協力による登記手続の促進や、関係機関から地方公共団体への照会による所有者情報の把握の取組を進める。

５　所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用

特措法について、地域福利増進事業や所有者不明土地等対策に関する計画・協議会制度、対策に取り組む法人の指定制度などの活用を促進するため、市町村、各種業界団体等の地域の関係者への周知を徹底するとともに、地域の関係者の支援に係る予算の確保に努める。また、土地基本法に基づく土地基本方針を改定し、所有者不明土地の発生抑制等も狙いとして、低未利用地を有効に活用するための土地利用転換や、その後の継続的な管理の確保を図るための方策等の検討を進める。

あわせて、法務局の長期相続登記等未了土地解消事業について、民間事業者からの要望も踏まえつつ、地方公共団体等との連携を更に強化し、土地の利活用につ

ながる効果的取組を引き続き推進する。また、困難度が特に高い表題部所有者不明土地解消事業を法務局において着実に進め、解消効果の高い対象土地選定の実施や困難度の高い所有者探索等の一層の迅速化に取り組む。

農地、林地についても、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）や森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）等について、制度の普及啓発を図り、農地や森林経営管理の集積・集約化を促進する。

特に、森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置等について、引き続き制度の普及を図るとともに、森林の経営管理の集積・集約化の取組全体の進展状況も踏まえ、その一層の利活用に向けた更なる方策について検討を進める。

所有者不明土地等と共通の課題がある空き家対策との連携については、これまでも、所有者不明土地・建物に特化した財産管理制度や管理不全土地・建物の管理制度を創設することや、地域福利増進事業等において朽廃空き家のある所有者不明土地の利活用を可能とするよう拡充することなどにより進めてきた。引き続き、「空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）」に基づき、推進体制、所有者探索、活用や管理、自治体等への支援について、両対策を強化・充実し、一体的・総合的に推進する。

マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）等について、法制審議会の答申を踏まえ、所有者不明等の区分所有建物に特化した財産管理制度の創設、不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組みの創設等の管理の円滑化を図る方策や、建替え要件の緩和、多数決による売却・取壊し等の新たな再生手法の創設等の再生の円滑化を図る方策、今後の災害に備えた被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策を盛り込んだ改正法案の速やかな国会提出を目指す。また、区分所有法等の改正の検討状況や「今後のマンション政策のあり方に関する検討会　とりまとめ」を踏まえつつ、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）等についても、所有者不明等のマンションの再生等を円滑化する視点から、見直しの検討を進め、次期通常国会での法案提出を目指す。

共有者による私道の円滑な利用や管理が可能となるよう、民法の共有制度の見直しを踏まえた改訂共有私道ガイドライン（「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書　～所有者不明私道への対応ガイドライン～（第2版）」（令和4年6月共有私道の保存・管理等に関する事例研究会））の周知徹底を図る。

土地売却に伴う分筆登記や地積更正登記等を円滑化するため、隣地所有者が不明の場合など一定の場合に、隣地所有者の立会いがなくとも法務局の調査に基づき筆界認定を行い、分筆登記等を可能とする仕組みや、共有土地の分筆等の登記申請に必要な所有者の同意範囲の見直しを着実に運用する。

公共事業の迅速な実施に向け、収用手続の合理化・迅速化のための新制度の円滑な運用、適用事例等の横展開を図るとともに、地方公共団体の実務を支援する。

６　地方公共団体や関連分野の専門家等との連携協力

地方公共団体が、これまでに整備してきた制度を活用し、積極的に対策に取り組むことができるよう、各制度を地方公共団体が円滑に活用できる環境を整備し、地方公共団体の取組を促進する。

関連分野の専門家等と地方公共団体、地域コミュニティ等と関係行政機関が連携しつつ、これらの意見等を十分踏まえながら対応する。

【資料４】

（別紙）

経済財政運営と改革の基本方針 2024
～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

令和６年６月 21 日

（ＰＰＰ／ＰＦＩの推進）

公共サービスを効率的・効果的に提供するＰＰＰ／ＰＦＩについて、改定アクションプラン[231]に掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進する。ウォーターＰＰＰや空港、スタジアム・アリーナ等の重点分野への事業化支援を継続しつつ、自衛隊施設、国立公園、火葬場のＰＰＰ／ＰＦＩを推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築とともに、分野横断型・広域型の案件形成を促進する。空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション等の普及を促進するとともに、地域プラットフォームの強化に取り組む。

（持続可能な土地及び水資源の利用・管理）

持続可能な土地の利用・管理の実現[232]に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知・相談体制強化や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策[233]を一体的・総合的に推進する。公的土地評価を支える不動産鑑定業の担い手確保に取り組む。また、マンションの管理適正化[234]と再生円滑化を推進する。

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を図るとともに、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編を含む省エネ化等に取り組む流域総合水管理を推進する。上下水道一体で施策に取り組むための環境整備を行う[235]。

（５）地方行財政基盤の強化

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要である。このため、地域における人への投資、ＤＸ・ＧＸの推進や地方への人の流れの強化等による地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた地方独自の防災・減災の取組等の強化、及び地方公共団体の枠を越えた広域的な行政サービスの提供やＡＩ・ＲＰＡ等のデジタル技術の徹底実装による自治体ＤＸの推進等を通じた住民の利便性向上と行財政効率化の両立を実現し、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基

---

[231] 「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和６年改定版）」（令和６年６月３日民間資金等活用事業推進会議決定）。
[232] 新たな「土地基本方針」（令和６年６月11日閣議決定）に基づく。
[233] 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和６年６月10日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）に基づく。
[234] あわせて、将来の金融環境の変化を見据え、住宅ローンに関し固定金利型への借換え円滑化等に取り組む。
[235] あわせて、地域の実情も踏まえ、浄化槽を含む汚水処理施設の利活用を推進。

【資料５】

相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に関する協定書（案）

〇〇区（以下「甲」という。）と東京司法書士会及び東京司法書士会〇〇支部（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、甲及び乙の有する情報等を相互に活用し、次の各号に掲げる政策目標の達成に寄与することを目的とする。

(1) 相続登記がなされていない不動産の相続登記の促進を図ること。

(2) 所有者不明土地・建物の管理制度の周知及び利用促進を図ること。

(3) 管理不全土地・建物の管理制度の周知及び利用促進を図ること。

(4) 相続土地国庫帰属制度の周知及び利用促進を図ること。

(5) 適切な管理が行われていない空き家及び空き地の利活用を図ること。

（連携協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

(1) 甲が推進する各種施策に関して、乙が有する知見やデータ等を提供すること。

(2) 甲が住民、利害関係人等からの相談に対応するに当たって、説明のために乙が作成するチラシ等を活用すること。

(3) 甲が実施する研修会等を、乙が後援又は共催し、講師を派遣すること。

(4) 甲が実施する相談会を、乙が後援又は共催し、相談員を派遣すること。

(5) 乙が実施する甲の住民又は職員を対象とした研修会等又は相談会を、甲が後援又は共催し、会場とする甲が所有又は管理する施設の利用料等を免除又は公益目的のための利用として低廉な利用料とすること。

(6) 甲が発行する広報誌等に掲載する記事を、乙が校閲若しくは監修又は提供すること。

(7) 乙が甲に対して所有者不明土地（建物）管理制度、管理不全土地（建物）管理制度、不在者財産管理制度、相続財産清算制度等の各種財産管理制度（以下「各種財産管理制度」という。）の活用に関する助言をすること。

(8) 乙が甲に対して各種財産管理制度の申立書類の作成をすること。

(9) 乙が甲に対して各種財産管理制度における管理人等の候補者を推薦すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

２　連携協力事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行い、連携協力事項の効果検証を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第３条　甲及び乙が相互に提供する情報等については、各自の定める個人情報保護方針に従って処理されるものとする。

（秘密保持義務）

第４条　甲及び乙は、連携協力事項の実施のため、技術上、運営上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、その秘密を保持するものとし、書面による相手方の事前の承諾を得ることなく又は正当な事由なく、第三者に開示又は提供しないものとする。

２　甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示して提供するものとする。

３　甲及び乙は、秘密情報を連携協力事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。

４　甲及び乙、書面による相手方の事前の承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。

５　甲及び乙は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。

６　甲及び乙は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、又は漏洩のおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を相手方に報告してその取扱いを協議しなければならない。

（解　除）

第５条　甲及び乙は、相手方がこの協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、この協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

（有効期限）
第６条　本協定の有効期限は、協定の締結の日から１年間とする。ただし、有効期限満了の１か月前までに相手方に対する書面による終了の申出がないときは、更に１年延長されたものとみなし、以後この例による。
２　前項の規定にかかわらず、第４条の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

（適　用）
第７条　本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。
２　甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、変更について速やかに協議するものとする。

本協定の締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は署名又は記名押印の上、各自１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　東京都〇〇区
〇〇区
区長

乙　東京都新宿区四谷本塩町４番３７号
東京司法書士会
会長　千　野　隆　二

東京司法書士会〇〇支部
支部長